

新たな総合計画 素案



平成27(2015)年7月

川 崎 市

新たな総合計画 素案について

新たな総合計画素案は、市議会における議論をはじめとして、各種団体への出前説明など、幅広いご意見を踏まえるとともに、素案の段階から市民と共に創り上げることが大切だと考え、本市としては初の無作為抽出による区民ワークショップや、区民祭等における特設ブースでの意見聴取など、市民の皆様との対話を大切に、新たな方法にチャレンジしながら策定を進めてきました。

また、新たな総合計画を策定するために設置した「市民検討会議」では、自助・共助(互助)・公助という区分を意識しながら、川崎市をもっと住みよい「まち」にしていくために、未来を担う子どもの育成から「まち」の魅力まで、ワークショップ形式での真剣な議論を経て、一語一語を大切に「意見のまとめ」が作成され、「多様な主体間の連携・交流」や「社会的役割と生きがい」などの大切な考え方とともに、自助・共助(互助)の取組の重要性について市民から市民へ呼びかけるメッセージも素案に盛り込まれています。

「有識者会議」においても、政策分野ごとに議論が行われるとともに、医療・介護の現場を担う関係者や、世界をリードする企業関係者などを招いて、さまざまなアイデアを出し合う「ラウンドテーブル」で、自由な発想で充実した議論が行われ、「ダイバーシティ(多様性)の実現と社会の寛容さ」や「成長分野におけるイノベーションの推進」といった将来に向けて大切な考え方が素案に盛り込まれました。

さらに、市民検討会議と有識者会議の委員が相互の会議に参加するなど、それぞれの検討結果を共有しながら、議論を深めたことも計画策定プロセスの大きな特徴となっています。

このように「市民の目線」と「専門家の的確な意見」を新たな手法でバランスよく反映しながら策定を進めるとともに、市議会での議論を踏まえ、計画の実行性や、効果的な進行管理を重視したことから、新たな総合計画は以下のような特徴を有しています。

【新たな総合計画の特徴】

【施策の「成果」を重視】

- ① 市民生活の変化を実感できる「成果指標」の導入
- ② それぞれの施策に市民生活の向上に直結する「直接目標」を位置づけ

【シンプルで分かりやすい】

- ③ 再掲事業が多く複雑だった「政策体系」の簡素化
- ④ 実施計画における重点戦略の明確化
- ⑤ 実施計画では掲載事業を市民生活に影響の大きいものに精選

【実行性の高い計画】

- ⑥ 別冊でその他の事業も含め、全事務事業を管理
- ⑦ 地域の魅力や特色を活かした地域課題の解決に向けた区計画

この素案については、今後、パブリックコメントや各種団体への出前説明会、市議会における議論等を経て、12月議会に「基本構想」及び「基本計画」を議案として上程する予定です。

また、市議会をはじめとする市民のご意見をしっかりと踏まえるとともに、持続可能な行財政運営を可能とする改革の取組と連携しながら、平成28～29年度の具体的な取組を定める「実施計画」の策定に向けて庁内検討を進め、平成27年11月に「政策体系」及び「主な取組」、平成28年2月に実施計画案をとりまとめ、平成28年3月中に新たな総合計画を策定します。

ご意見の募集について

1 募集期間

平成27年8月1日(土)から8月31日(月)まで

2 ご意見の提出方法

以下のいずれかの方法でご意見をお寄せください。なお、書式は自由ですが、巻末に「意見書」を添付してありますのでご利用ください。

- FAX、郵送、持参による提出

FAX：044-200-3798

郵送先：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
(持参先) 総合企画局 都市経営部 企画調整課

- インターネットによる提出

市のホームページ(「意見を募集している政策等」のページ)から意見の提出が可能です。アドレス及びQRコードは次のとおりです。



<http://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/200/000068654.html>

市民車座集会の開催について

「新たな総合計画素案」及び「行財政改革に関する計画の考え方と取組の方向性」について、内容の説明や意見交換を行うため、市民車座集会を開催します。事前に意見交換のための質問を募集しますので、質問をお寄せください。(詳細は巻末をご覧ください。)

日時：平成27年8月23日(日) 13:30～17:30

場所：川崎市総合福祉センター(エポックなかはら)

総論	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の構成と目標年次	2
(1) 川崎市基本構想	2
① 計画期間	2
② 構成	2
(2) 川崎市基本計画	2
① 計画期間	2
② 構成	2
(3) 実施計画の概要	2
① 計画期間	3
② 構成	3
3 計画策定にあたっての基本認識	4
(1) 将来を見据えて乗り越えなければならない課題	4
① 少子高齢化の更なる進展、人口減少への転換、生産年齢人口の減少	4
② ひとり暮らし高齢者の増加や少子化の進行	6
③ 都市インフラの老朽化	8
④ 産業経済を取り巻く環境変化	9
⑤ 災害対策や環境問題などの重要な課題	12
⑥ 市民の主体的な取組を促し、地域でお互いに助け合うしくみの強化	14
(2) 積極的に活用すべき川崎のポテンシャル	15
(3) 新たな飛躍に向けたチャンス	18
4 計画推進にあたって、重要な節目となる年次及びポイント	20
(1) 【重要な節目となる年次及びポイント 1・平成 32(2020)年】	20
(2) 【重要な節目となる年次及びポイント 2・平成 36(2024)年】	20
(3) 【重要な節目となる年次及びポイント 3・平成 42(2030)年】	20
5 都市構造と交通体系の考え方	22
(1) 背景と現状	22
(2) 今後の方向性	22
6 計画の推進に向けた考え方	26
(1) 少子高齢化などの人口構成の変化への対応	26
(2) 多様な主体との協働・連携	28
(3) 市民主体のまちづくりに向けた自治機能の強化	28
① 大都市制度改革の推進	28
② 区役所機能の強化	28
③ 自治体間連携の推進	28
(4) 「持続可能な最幸のまち」の実現に向けた経営資源の確保	29
① 基本理念	29
② 改革の実現に向けた基本的な姿勢（「3D改革」の推進）	29
(5) 今後の財政運営の基本的な考え方	30
① 本市を取り巻く財政状況	30
② これまでの行財政改革の取組	32
③ 今後の収支見通し	33
④ 今後の持続可能な財政運営に向けて	35
(6) 計画の進行管理	36
① 新たな総合計画における進行管理	36
② 評価スケジュール	38

基本構想・基本計画・実施計画に掲げる目標及び指標	41
1 趣旨・目的.....	44
2 めざす都市像とまちづくりの基本目標.....	45
3 基本政策.....	48
基本政策 1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり.....	53
政策 1-1 災害から生命を守る.....	56
政策 1-2 安全に暮らせるまちをつくる.....	58
政策 1-3 水の安定した供給・循環を支える.....	60
政策 1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しきみをつくる.....	62
政策 1-5 確かな暮らしを支える.....	64
政策 1-6 市民の健康を守る.....	66
基本政策 2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり.....	69
政策 2-1 安心して子育てできる環境をつくる.....	72
政策 2-2 未来を担う人材を育成する.....	74
政策 2-3 生涯を通じて学び成長する.....	76
基本政策 3 市民生活を豊かにする環境づくり.....	79
政策 3-1 環境に配慮したしきみをつくる.....	82
政策 3-2 地域環境を守る.....	84
政策 3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす.....	86
基本政策 4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり.....	89
政策 4-1 川崎の発展を支える産業の振興.....	92
政策 4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上.....	94
政策 4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる.....	96
政策 4-4 臨海部を活性化する.....	98
政策 4-5 魅力ある都市拠点を整備する.....	100
政策 4-6 良好な都市環境の形成を推進する.....	102
政策 4-7 総合的な交通体系を構築する.....	104
政策 4-8 スポーツ・文化芸術を振興する.....	106
政策 4-9 戦略的なシティプロモーション.....	108
基本政策 5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり.....	111
政策 5-1 参加と協働により市民自治を推進する.....	114
政策 5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる.....	116
4 区計画.....	119
(1) 目的.....	120
(2) 位置づけ.....	120
(3) 計画の構成.....	121
川崎区.....	122
幸区.....	124
中原区.....	126
高津区.....	128
宮前区.....	130
多摩区.....	132
麻生区.....	134
5 みんなで取り組もう 私たちができること～市民から市民へのメッセージ～ （市民検討会議より）.....	137

参考資料	145
1 計画策定にあたっての基本姿勢	146
(1) 「対話」と「現場主義」	146
① 策定プロセスの重視と参加手法の積極的導入	146
② 職員参加による計画策定	148
(2) 行財政改革に関する計画との連携	148
2 策定推進体制	149
(1) 川崎市総合計画策定推進本部（「策定推進本部」）	149
(2) 川崎市総合計画有識者会議（「有識者会議」）	149
(3) 川崎市総合計画市民検討会議（「市民検討会議」）	149
3 計画策定までのスケジュール概要	151
4 有識者会議・市民検討会議の開催概要	153
5 新たな総合計画策定に向けた市民アンケート結果概要	154
(1) 調査概要	154
(2) 調査結果	155

総論

1 計画策定の趣旨

『成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき』
の実現をめざします。

子どもたちの笑顔があふれ、元気な高齢者が社会に貢献しながら生きがいを持つことができ、産業都市として力強く発展し続ける、そのような成長と成熟が調和し、誰もが幸せを感じられる川崎をめざし、「安心のふるさとづくり(成熟)」と「力強い産業都市づくり(成長)」の調和により、市政をバランスよく進めるために、新たな総合計画を策定するものです。

2 計画の構成と目標年次

「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造とし、社会経済状況の変化等に柔軟に対応していきます。

(1) 川崎市基本構想

① 計画期間

基本構想は今後 30 年程度を展望し、本市がめざす都市像や、まちづくりの基本目標、基本政策を明らかにする構想として策定するものです。

② 構成

- 趣旨・目的
- めざす都市像とまちづくりの基本目標
- 基本政策（政策体系の第1階層）

(2) 川崎市基本計画

① 計画期間

平成 28(2016)年度から概ね 10 年間を対象期間とする長期計画として策定するものです。

② 構成

- 政策（政策体系の第2階層）の方向性

(3) 実施計画の概要

名称は「(仮称)川崎市総合計画第1期実施計画」とし、新たな総合計画全体にかかる副題も含め、今後検討します。

① 計画期間

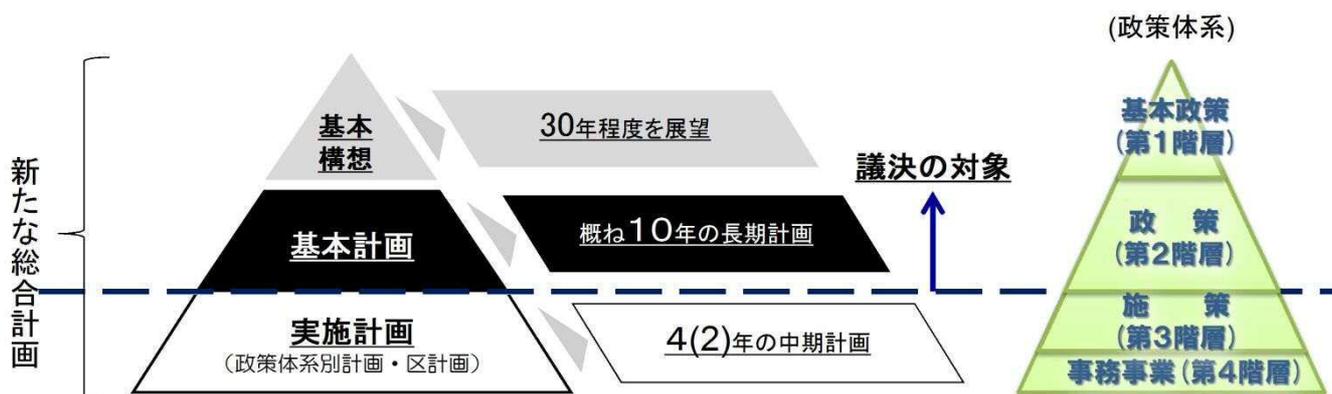
- 平成 28(2016)年度から平成 29(2017)年度の 2 年間を対象とする、財源の裏付けのある実行性の高い中期計画として検討を進めます。
- また、第 2 期及び第 3 期実施計画の計画期間はそれぞれ 4 年間で想定しています。

② 構成

概ね、以下の内容を記載する方向で検討を進めます。

- 「政策体系別計画」(施策(政策体系の第 3 階層)の概要、目標、事務事業(政策体系の第 4 階層)の年度別計画など)
- 「区計画」(区の概要、現状と課題、まちづくりの方向性、地域の課題解決に向けた主要な取組など)

〔新たな総合計画の構成及び計画期間について〕



〔「基本構想」「基本計画」「実施計画」の計画期間〕

	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	33年度 (2021)	34年度 (2022)	37年度 (2025)	
基本構想			新たな総合計画 基本構想 30年程度を展望						
基本計画			新たな総合計画 基本計画 平成28年度から概ね10年						
実施計画	※実施結果を盛り込む		第1期 実施計画		第2期 実施計画(想定)		第3期 実施計画(想定)		
			H26~H29		H30~H33		H34~H37		

※新たな総合計画における政策体系のうち、一定の政策分野を担い、施策の目標や、その達成に向けた、より具体的な事務事業をとりまとめた計画等については、分野別計画や、分野横断的な計画等として新たな総合計画への位置づけを検討するとともに、可能な限り内容の整合を図っていきます。

3 計画策定にあたっての基本認識

本市は、変化の激しい社会経済状況の中で、自治体として大きな転換期を迎えています。新たな総合計画では、「将来を見据えて乗り越えなければならない課題」にいち早く対応するとともに、「積極的に活用すべき川崎のポテンシャル」を最大限に活用し、「新たな飛躍に向けたチャンス」を的確に捉えることが必要です。

(1) 将来を見据えて乗り越えなければならない課題

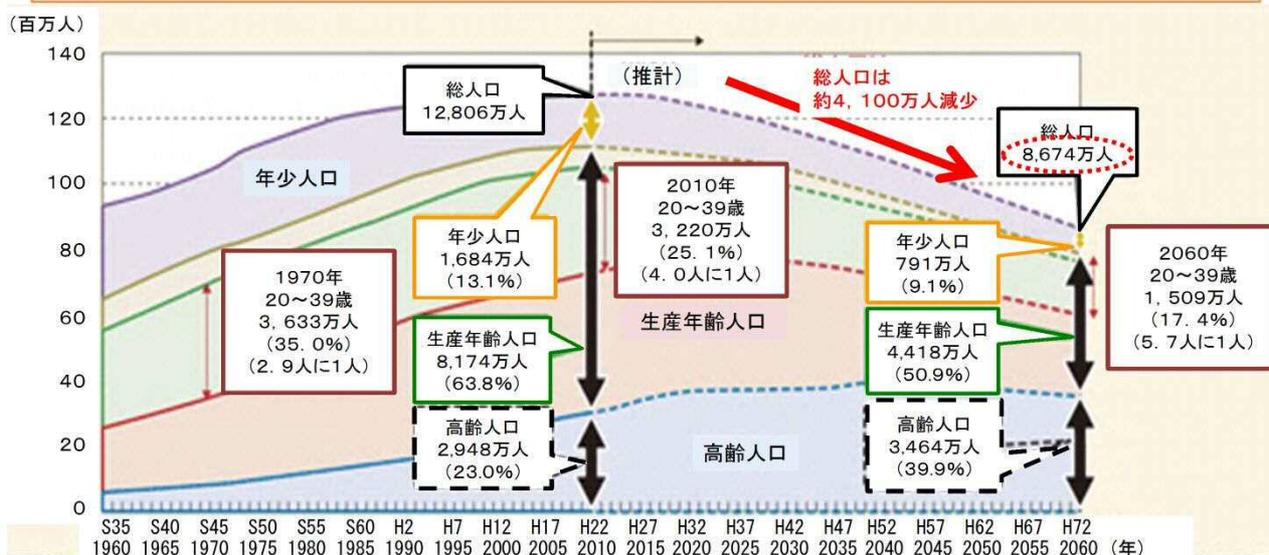
① 少子高齢化の更なる進展、人口減少への転換、生産年齢人口の減少

日本の総人口はすでに減少局面に入っており、平成22(2010)年から平成72(2060)年にかけて、約4,100万人(約32.3%)もの減少が見込まれるとともに、生産年齢人口と年少人口が大幅に減少する一方で、高齢人口は増加し、高齢化率は23%から40%に上昇する見込みです。

〔図表1-1〕

日本の将来人口・年齢別人口

- 日本の総人口は、平成72(2060)年には、8,674万人と約4,100万人減少する(約32.3%減少)。
- 65歳以上人口は約500万人増加するのに対し、生産年齢人口(15-64歳)は約3,750万人、年少人口(0-14歳)は約900万人減少し、高齢化率で見ればおよそ23%から40%へと上昇する。



(注) 1 「年少人口」は0～14歳の者の人口、「生産年齢人口」は15～64歳の者の人口、「高齢人口」は65歳以上の者の人口
2 ()内は年少人口、生産年齢人口、高齢人口がそれぞれ総人口のうち占める割合

※ 総務省「国勢調査(年齢不詳をあん分して含めて人口)」、同「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2012年1月推計)」の中間推計より国土交通省作成

資料:平成24年度版国土交通白書

一方、本市の将来人口推計では、平成 42(2030)年まで人口が増加するものの、年少人口のピークは平成 27(2015)年、生産年齢人口のピークは平成 37(2025)年と推計されており、ピーク後は急速に減少していくと見込まれています。

基本構想で展望する今後 30 年間の人口構成等の主な変化としては、平成 32(2020)年には本市でも「超高齢社会(一般的には 65 歳以上の人口比率が 21%を超えた状態とされています。)」が到来するとともに、人口のピークとなる平成 42(2030)年を経て、平成 67(2055)年には現役世代約 1.5 人で 1 人の高齢者を支える状況となることを見込まれます。

①少子高齢化、人口減少への転換、生産年齢人口の減少

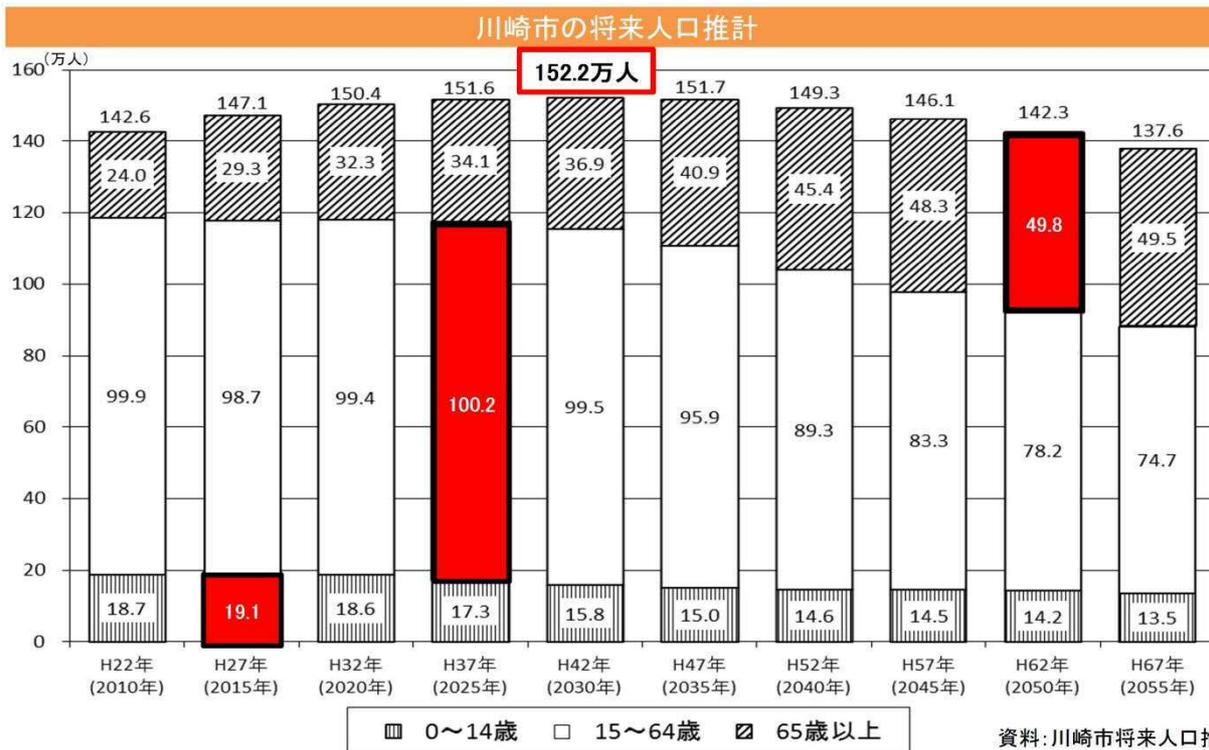
〔本市の将来人口推計のポイント〕

- 平成 27(2015)年・「年少人口が減少へ」
- 平成 32(2020)年・「超高齢社会の到来」
- 平成 37(2025)年・「生産年齢人口が減少へ」「団塊の世代が 75 歳超」
- 平成 42(2030)年・「本市の人口が減少へ」
- 平成 67(2055)年・「現役世代 1.5 人で 1 人の高齢者を支える社会」

〔図表 1-2〕

川崎市の将来人口

少子高齢化がさらに進行し、平成42(2030)年をピークとして、人口減少へ転換する。



② ひとり暮らし高齢者の増加や少子化の進行

平均寿命の伸長に伴い、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯が増加することなどから、健康寿命を延伸し、誰もが住み慣れた地域で安心して元気に暮らし続けることができるような自助・共助(互助)・公助のしくみづくりが求められています。

また、出生数が年間1万4,000人台で推移しており、就学前児童数は微増傾向にあるものの、合計特殊出生率(1.38)は国を下回る低い水準にあり、少子化が進行している傾向にあります。少子化の要因としては、核家族や共働き世帯の増加に伴う子育てに関する経済的・心理的負担などが挙げられています。

こうした状況の中、多様な子育てニーズへの適切な対応を図るとともに、就労と子育てが両立できる社会の実現に向けた子育て環境の整備が求められています。

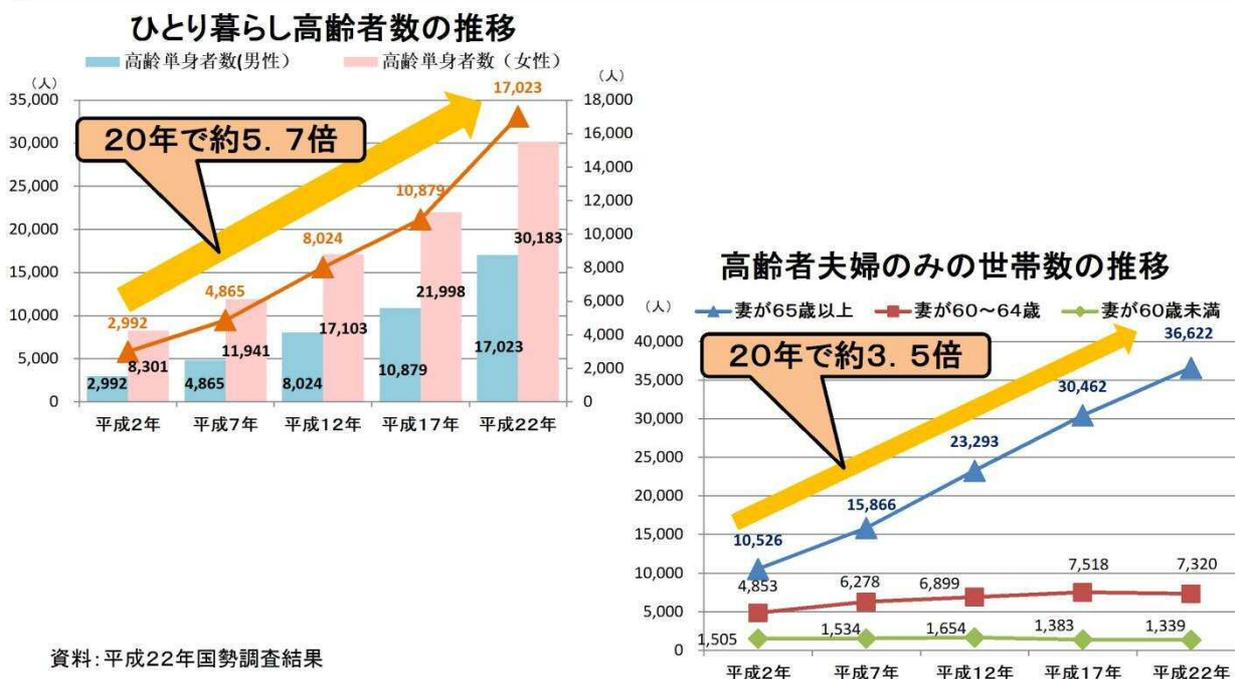
②ひとり暮らし高齢者の増加や少子化の進行

- 高齢者人口が増加する中、ひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増加
- 平均寿命と健康寿命との差は男・女とも国の平均より大きい
- 本市の出生数は横ばいだが、合計特殊出生率は1.38と低水準

〔図表1-3〕

ひとり暮らし高齢者数や高齢者夫婦のみの世帯数の推移

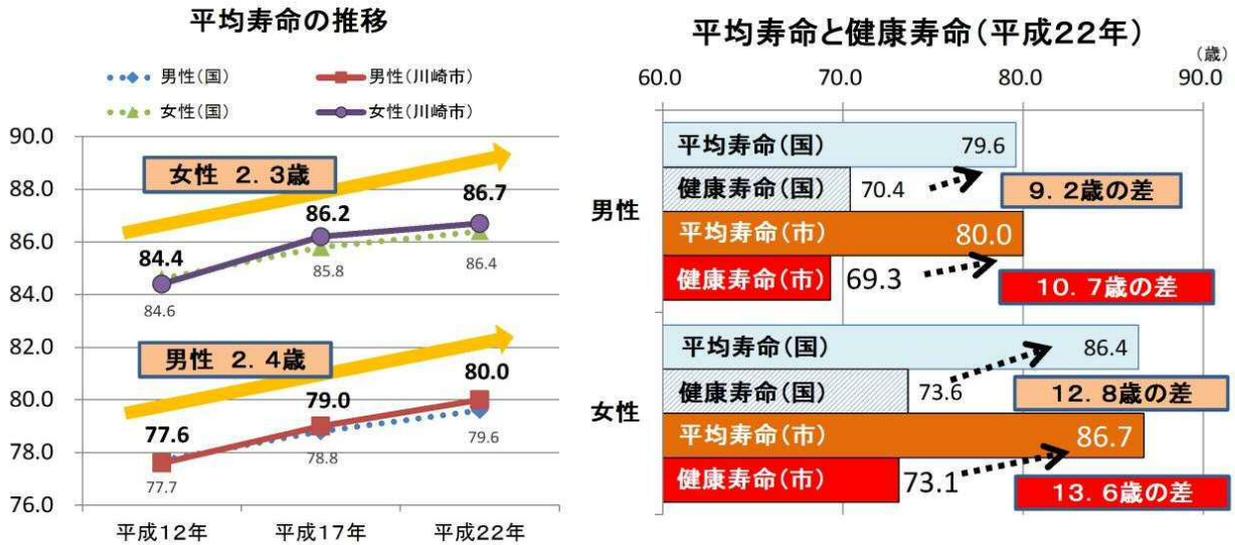
高齢者人口が増加する中、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯も増加している。



〔図表1-4〕

平均寿命と健康寿命

本市の平均寿命はこの10年に、女性で2.3歳、男性で2.4歳延伸しており、ともに国平均を上回る。一方、平均寿命と健康寿命との差は男・女とも国の平均より大きい。



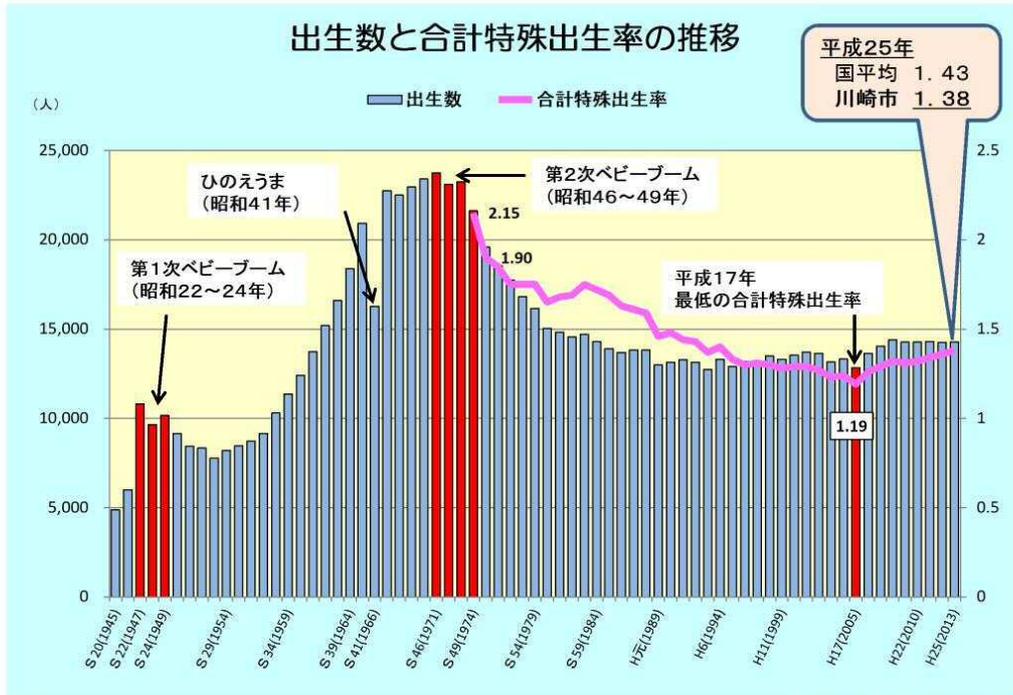
資料：市町村別生命表(厚生労働省)

※ 健康寿命(市)は「健康寿命に関する研究(厚生労働省科学研究費分担研究報告書)で平成22年の政令市比較が公表

〔図表1-5〕

出生数の減少と合計特殊出生率の低下

平成19年以降出生数は1万4千人台で推移しており、合計特殊出生率は平成25年に1.38であり、平成17年の1.19(過去最低)から微増傾向にあるものの、なお低い水準にある。



資料：川崎市統計書、川崎市健康福祉年報

③ 都市インフラの老朽化

10年後には、総床面積ベースで公共建築物の約7割が築30年以上となるなど、上下水道施設、道路、橋りょう、公園施設なども含めた都市インフラの老朽化に、限られた財源で計画的に対応していく必要があります。

また、公共建築物の総床面積については、児童生徒の増加に対応した小・中学校の整備や、基準等に基づく市営住宅の居室スペースの拡大などの社会経済状況の変化に対応した取組により、平成16(2004)年度から平成25(2013)年度までの10年間で約21万㎡増加しています。

このため、今後は、整備費・維持管理経費など中長期にわたる財政負担の増大や、人口動態等を踏まえて、施設等の効率的かつ効果的な維持管理や、あり方の検討を進めていく必要があります。

③都市インフラの老朽化

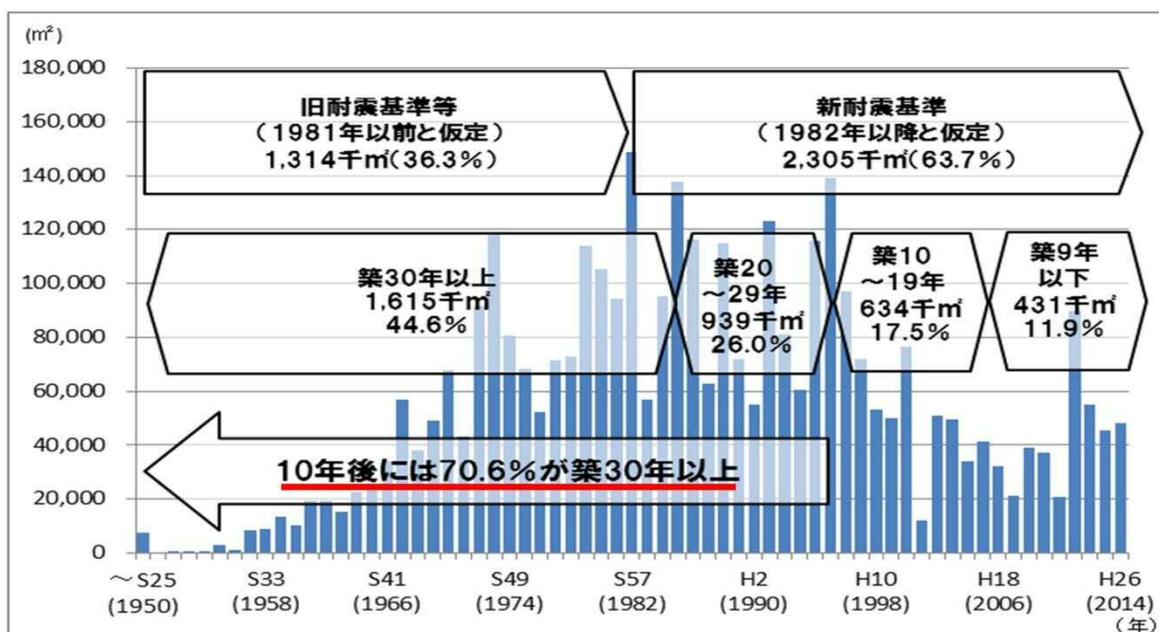
- 10年後には公共建築物の約7割が築30年以上経過(平成37(2025)年)
- 上下水道施設、道路等も含めた都市インフラ全体の効率的かつ効果的な維持管理や、あり方の検討が必要

〔図表1-6〕

公共建築物の老朽化

10年後には公共建築物の約7割が築30年以上となるなど、施設の老朽化に伴う今後の集中的な大規模修繕・更新期の到来が懸念される。

公共建築物の建築年別延床面積



※企業会計施設を除く 資料:「かわさき資産マネジメントカルテ」から時点修正

④ 産業経済を取り巻く環境変化

新興国の経済成長等により、世界に占める日本のGDPシェアは20年間でおよそ半減しています。一方で日本企業の海外現地法人数は10年間で大幅に増加しており、海外への企業進出が進んでいます。

国・県の成長率がマイナスとなる中、市内総生産は10年前と比べて5%高い水準を維持しています。また、本市の基幹産業である製造業では、製造品出荷額等が大都市中第1位（従業員1人あたりの額も第1位）であり、高度な産業集積を実現していますが、事業所数と従業者数はそれぞれ減少傾向を示しています。成長産業の育成により産業集積を維持・強化するなど、産業を取り巻く環境の変化を的確に捉え、市内産業をさらに活性化させていくことが課題となっています。

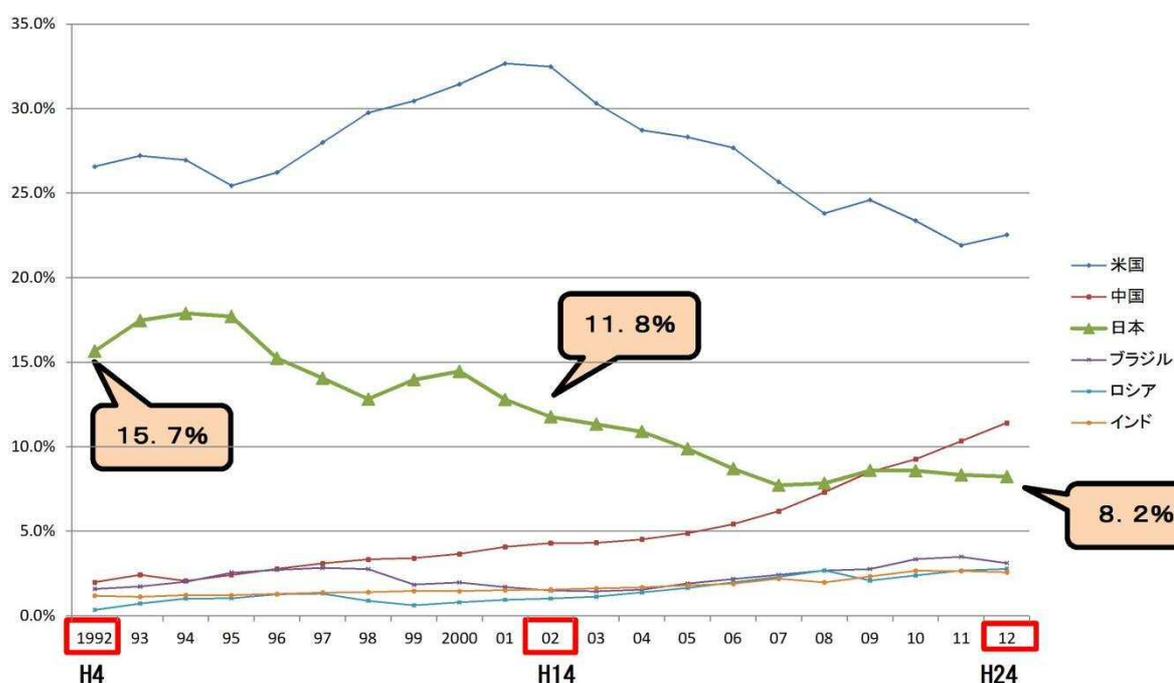
④産業経済を取り巻く環境変化

- 経済のグローバル化の進展・産業構造の変化などへの対応
- 医療・福祉・環境などの成長産業の育成による市内産業の更なる活性化

〔図表1-7〕

世界のGDPに占める比率の推移

新興国の経済成長等により、日本のGDPシェア(名目)は20年間で約半減している。

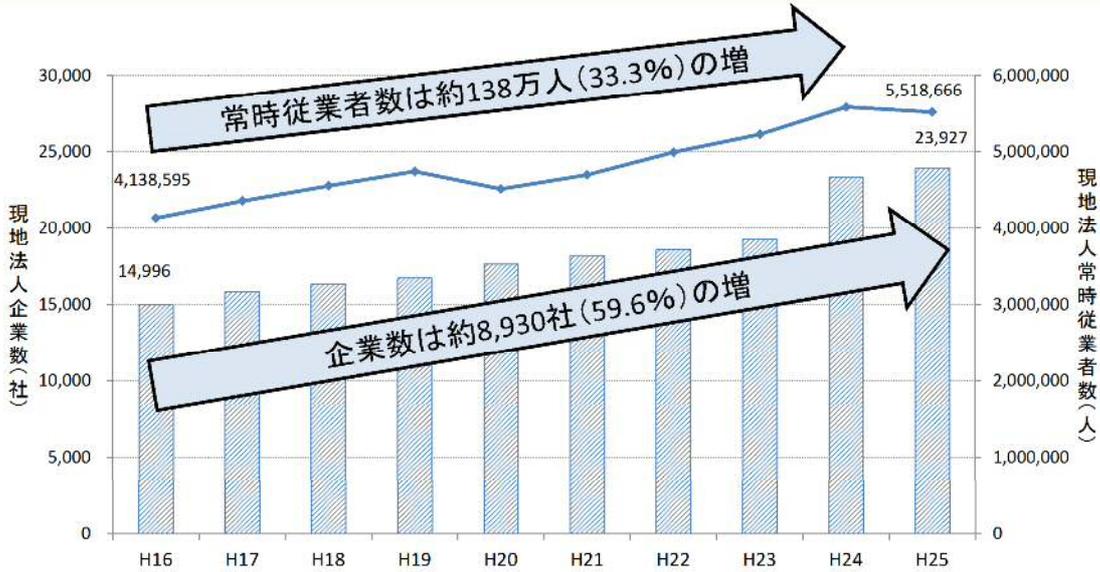


資料：IMF, World Economic Outlook Database, April 2014

〔図表1-8〕

海外現地法人企業数・従業者数の推移

日本企業の海外子会社等を指す「海外現地法人」は、企業数・常時従業者数ともに、10年間で大幅に増加しており、日本企業の海外進出が進んでいる。

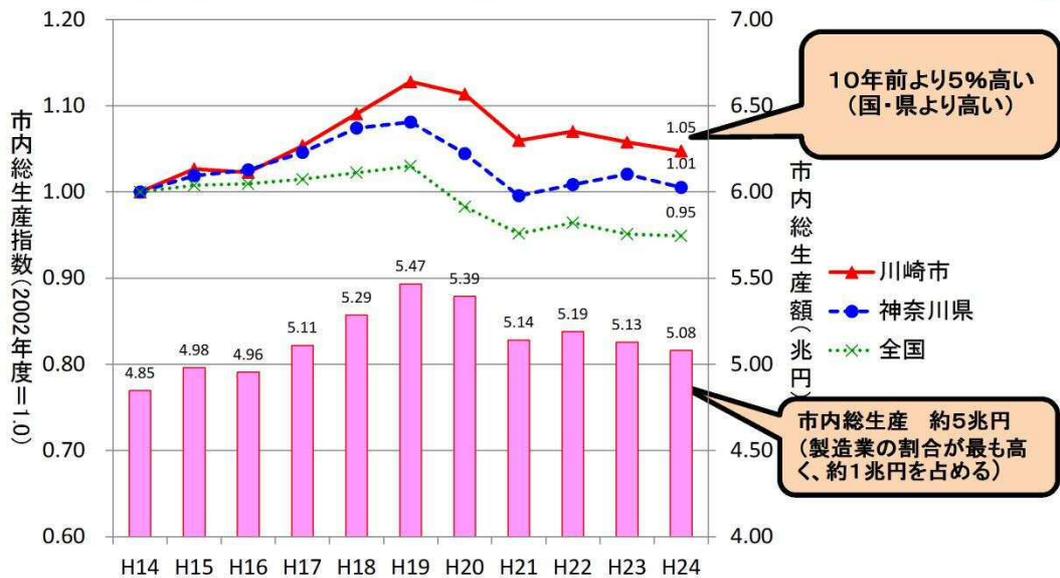


資料：海外事業活動基本調査(経済産業省)

〔図表1-9〕

市内総生産の推移

- 市内総生産は5.1兆円(平成24年度、名目)で、全国の1.1%、県の16.8%を占める。
- 10年間の成長率は、国、県を上回る水準で推移している。



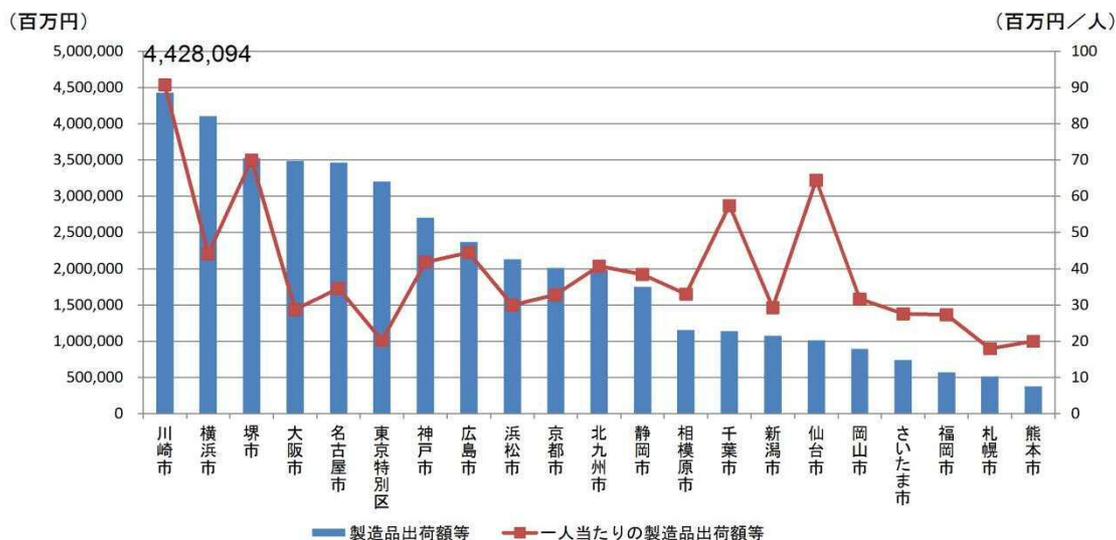
資料：川崎市市民経済計算

※ 市内総生産：市内の生産活動によって生み出された付加価値額の合計(生産の過程で必要となった中間投入の額を除く)

〔図表1-10〕

製造業における製造品出荷額等の大都市比較(H25)

- 本市の製造品出荷額等は、4兆4,280億円で大都市中で第1位
- 従業員1人あたりの額では、9,100万円円で第1位 ⇒ 高度な産業集積と生産性を実現

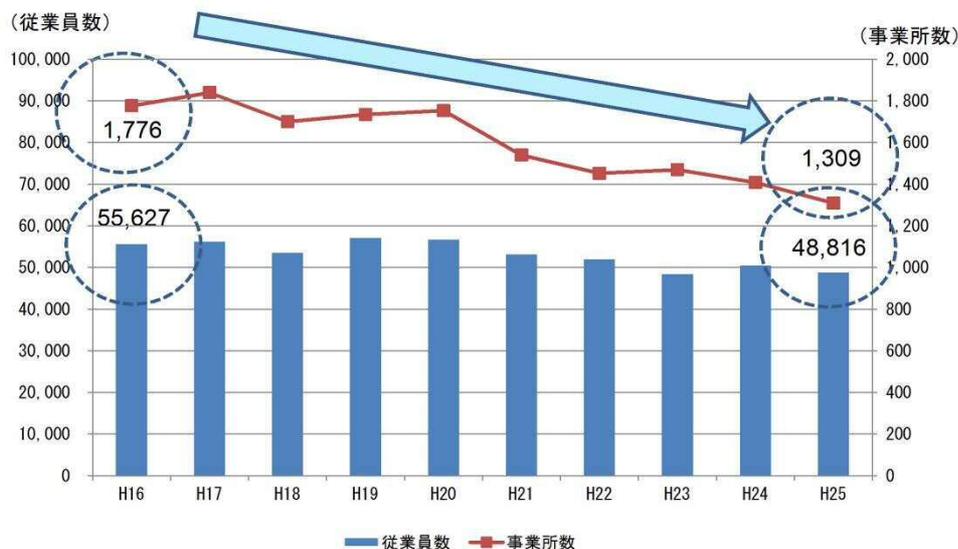


資料:工業統計調査

〔図表1-11〕

製造業における事業所数及び従業者数の推移

10年間で、事業所数は467所(26.3%)、従業者数は6,811人(12.3%)の減
→ 産業集積の維持・強化が課題



資料:工業統計調査

⑤ 災害対策や環境問題などの重要な課題

日本の面積は世界の面積の1%未満であるにもかかわらず、世界の地震の約1割が日本の周辺で起こっています。とりわけ、今後30年間に約70%の確率で発生するとされている「東海・東南海・南海地震」や、いわゆる「首都直下地震」については、甚大な被害が想定されており、東日本大震災や阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた対策が求められています。

また、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、地球温暖化について疑いのない事実であるとしており、温室効果ガスの削減や循環型の社会づくりが求められています。

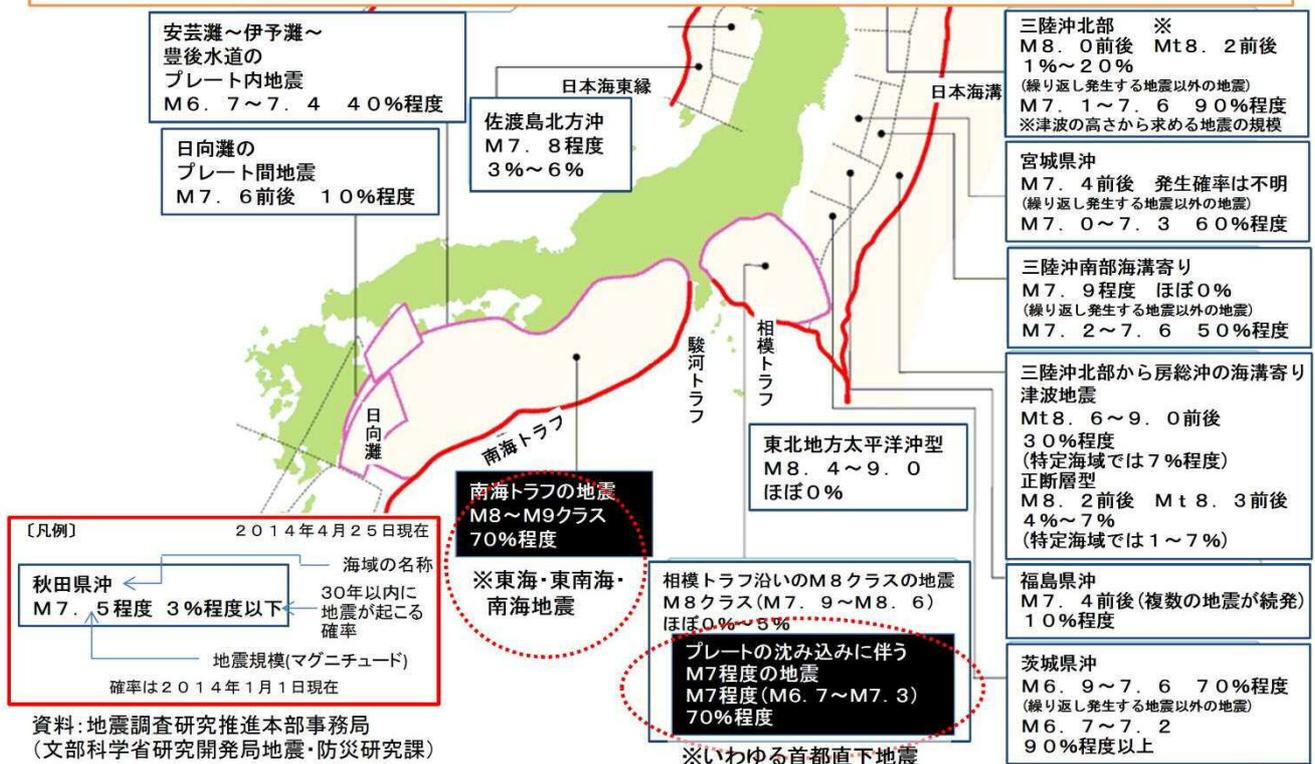
⑤災害対策や環境問題などの重要な課題

- 自然災害（大規模な地震災害、集中豪雨などによる浸水リスク等）
- 環境・エネルギー問題（地球温暖化への対応、リサイクルなどの推進、生物多様性の保全等）

〔図表1-12〕

今後30年間に震度6弱以上の地震が発生する確率

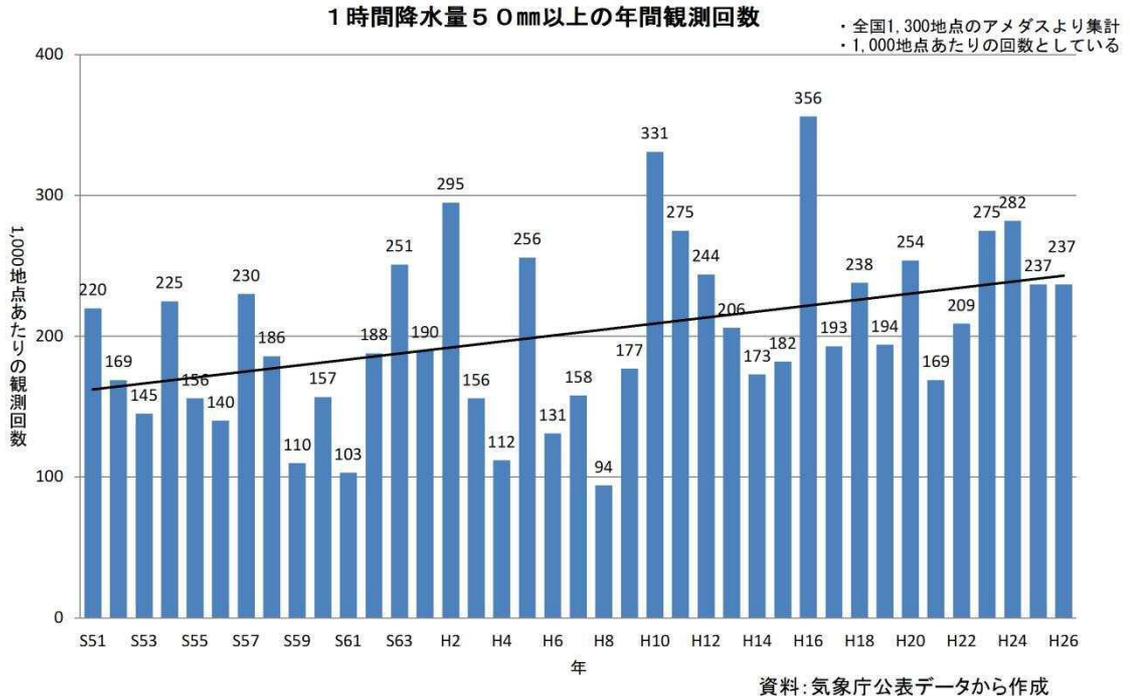
日本の面積は世界の面積の1%未満であるにもかかわらず、世界の地震の約1割が日本の周辺で起こっており、日本は世界的に見ても地震による危険度が非常に高い。



〔図表1-13〕

降水量に関する状況

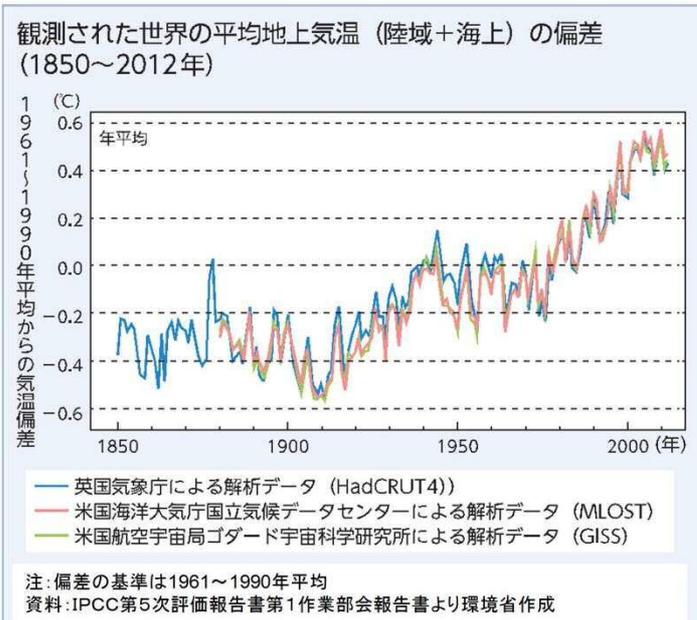
1時間降水量が50mm以上の年間発生回数は増加傾向にある。



〔図表1-14〕

世界の気温の上昇

IPCCは、地球温暖化については疑う余地のない事実としており、気温の上昇に伴い、氷床や氷河の減少、海面水位や海水温度の上昇などを指摘している。今後のシナリオのうち危機的なものでは、2100年までに平均気温が2.6~4.8℃、平均海面水位が45~82cm上昇する可能性が高いとしている。



※『RCP8.5』・かなり高いCO2排出量が続くシナリオ。

※今回(第5次報告)新たに代表的濃度経路(RCP)と呼ばれる4つのシナリオが作成され、可能な限りの地球温暖化対策を前提としたシナリオであるRCP2.6でも、2081年から2100年において、20世紀末ごろに比べて世界の平均地上気温が0.3~1.7℃上昇し、世界の平均海面水位が26~55cm上昇する可能性が高いとされている。

※IPCC・温室効果ガスによる気候変動の見通しや、自然や社会経済への影響、気候変動に対するなど、2,500人以上の科学者が参加し、最新の研究成果に対して評価を行っている「気候変動に関する政府間パネル」

資料：図で見る環境・循環型社会(H26)(環境省)

⑥ 市民の主体的な取組を促し、地域でお互いに助け合うしくみの強化

少子高齢化の進行による超高齢社会の到来など、社会経済状況が大きく変化していく中、これまでの社会の枠組みでは対応することが困難な問題が生じることが想定されます。限られた資源や財源を有効に活用し、持続可能な社会を構築していくためには、行政の果たすべき役割を捉え直した上で、市による直接的な市民サービスの提供に加えて、市民の主体的な取組を促し、地域でお互いに助け合うしくみを強化することが求められます。

従来から地域コミュニティの中心的な存在であった町内会・自治会などの地縁組織が運営上の課題を抱える中、ボランティアやNPO、企業などによる社会貢献活動も広がってきています。地域のつながりを深め、複雑化・多様化する地域課題に的確に対応していくために、地縁組織を中心とする地域コミュニティの活性化とともに、地域を支える新たな人材の育成や、多様な活動の担い手が互いに連携し地域課題を解決できるしくみづくりが求められます。

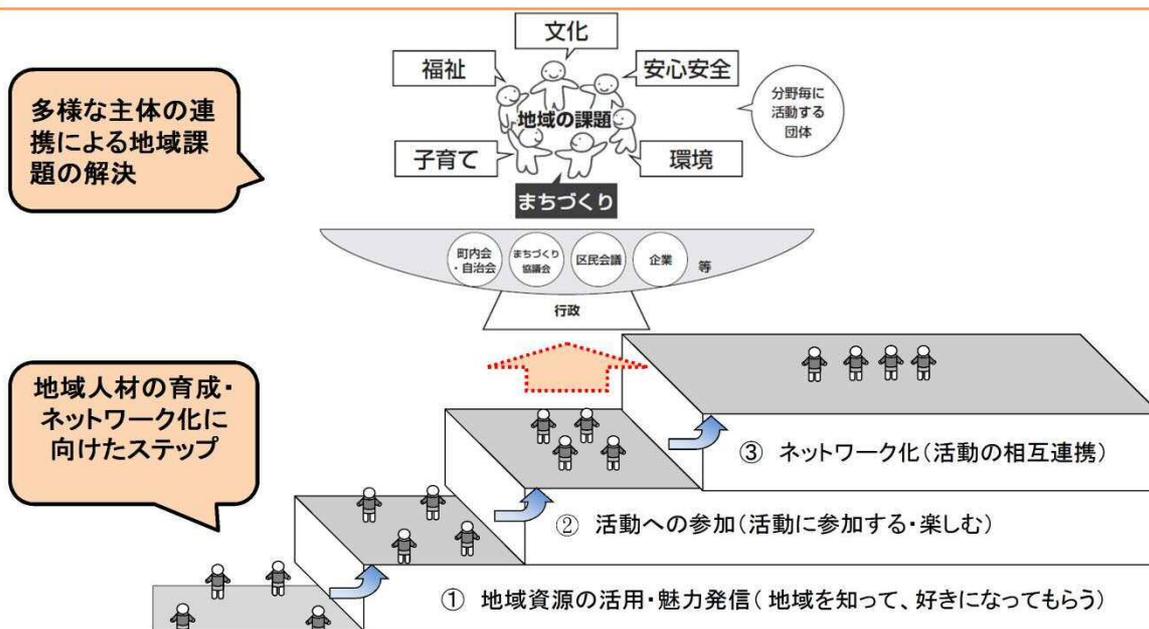
⑥市民の主体的な取組を促し、地域でお互いに助け合うしくみの強化

- 地域コミュニティの活性化と多様な主体との連携
- 地域人材の育成と多様な主体間のコーディネート機能の拡充

〔図表1-15〕

多様な主体の連携による地域課題の解決

多様化する地域課題に柔軟に対応していくため、地域活動の中心的な役割を果たしてきた地縁組織とともに、市民活動団体や企業など地域のさまざまな人材を活かすことにより市民主体の持続可能な地域づくりを進めていく。そのための地域人材の育成と主体間の連携を促すしくみが求められる。



(2) 積極的に活用すべき川崎のポテンシャル

川崎には、次のような優れたポテンシャルがあります。このポテンシャルを最大限に活かしながら、取組を進めます。

- 交通・物流の利便性(羽田空港との近接性、川崎港を通じた海外とのつながり、充実した鉄道網・路線バスネットワーク、高度に集積した都市機能 など)
- 先端産業・研究開発機関の集積等(200以上の研究開発機関、高付加価値化が進んだ臨海部の重化学工業・素材産業、環境・エネルギーなどの先端産業、殿町地区(キングスカイフロント)を中心とする生命科学・医療分野の企業・研究機関の集積、市内に立地する多様な大学との連携など)
- 豊富な文化・芸術資源等(「ミュージア川崎シンフォニーホール」を中心とした音楽のまちづくり、市内に数多く存在する映像資源を活用した映像のまちづくり、「川崎フロンターレ」をはじめとする「かわさきスポーツパートナー」等との連携によるスポーツのまちづくり など)

〔図表1-16〕

充実した交通ネットワーク

充実した道路網や鉄道網など、新幹線や羽田空港等へのアクセス性が高く、利便性の高い交通ネットワークが構築されている。



都市計画道路102路線(総延長約305km)のうち、約67%の約203kmが完成している。

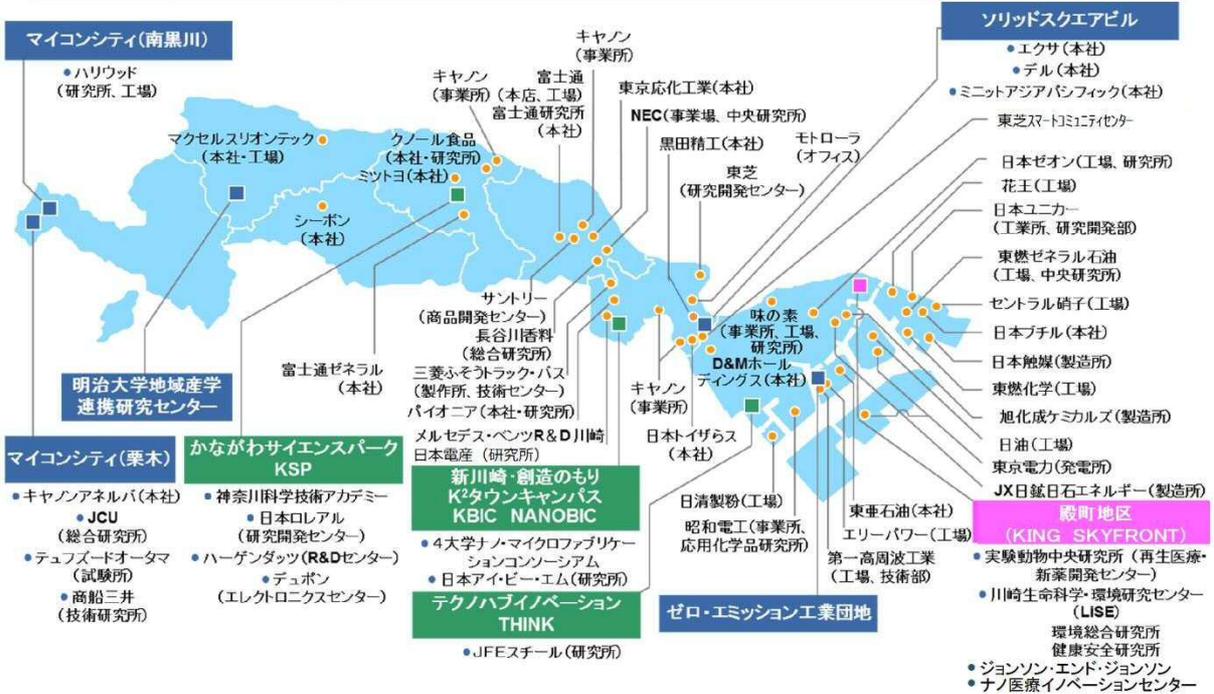


鉄道駅を54駅有する、政令指定都市で2番目に鉄道駅密度の高い都市である。

〔図表1-17〕

主要企業と研究開発機関の立地状況

200以上の研究開発機関が立地し、学術・開発研究機関の従業者割合が政令指定都市でトップ(H24経済センサス)となるなど、産業振興・イノベーションを推進する基盤がある。



〔図表1-18〕

文化・芸術・スポーツ資源の活用

音楽のまち・かわさき



スポーツのまち・かわさき



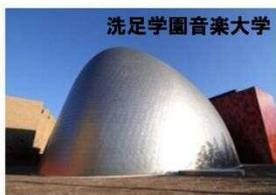
映像のまち・かわさき



〔図表 1-19〕

市内の文化芸術資源の概況

市内には2つの音楽大学をはじめ、4つの市民オーケストラ、100を超える市民合唱団・吹奏楽団などがある。音楽家、舞台芸術家、映像撮影者等の職業に従事する人の割合も高く、全国平均の2～3倍の割合となっている。また、多数の映画館の他、映像スタジオや日本初の映画の単科大学があり、映像制作活動が盛ん。さらに、最新の調査による川崎市民の消費動向は、文化施設入場料への支出が大都市中1位である。



消費生活の動向（平成21～23年平均）



資料：総務省家計調査

川崎市で特化係数の高い職業

(※特化係数は、全国の割合に対する本市の割合で、1.0を超えると集積の高さを示す。)

順位	総数	
	産業中分類	特化係数
1	音楽家、舞台芸術家	2.91
2	技術者	2.53
3	著述家、記者、編集者	2.45
4	美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	2.25
5	研究者	2.00
6	居住施設・ビル等管理人	1.82
7	経営・金融・保険専門職業従事者	1.76
8	営業・販売事務従事者	1.56
9	事務用機器操作員	1.54
10	法務従事者	1.44

資料：平成22年国勢調査

(3) 新たな飛躍に向けたチャンス

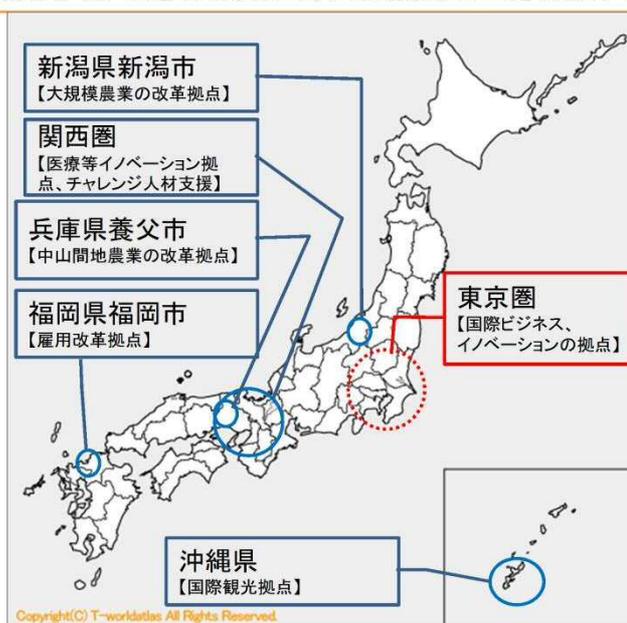
川崎がさらに飛躍するチャンスを最大限に活用しながら、取組を進めます。

- 国の成長戦略(本市全域を含む東京圏が国家戦略特区「国際ビジネス・イノベーションの拠点」に指定)
- 首都圏の活力(2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会、羽田空港の更なる国際化)

〔図表 1-20〕

国家戦略特区

日本経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革を実行していくための突破口として、「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点整備」といった観点から、規制の特例措置を組み合わせることで、世界で一番ビジネスがしやすい環境を創出することを目的として、国家戦略特区を指定(平成26年5月)



〔図表1-21〕

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への期待

全国20～60歳代の男女3,500名に対し東京大会によって持続的にもたらされる効果(レガシー)に関する意識調査を実施

2020年東京大会に対する期待(2020年東京大会を契機に社会が良くなるか?)



社会が良くなることへの期待
約5割

東京大会を契機に期待する社会変化



期待の高い分野
1位 観光・地域活性化
2位 国際交流・平和
3位 健康増進
4位 (安全)レジリエンス
5位 環境
6位 復興

注:重複すべき順位を1～10位まで回答したデータについて1位10点、2位9点…10位1点として点数化

資料:三菱総合研究所「オリンピックレガシーに関する意識調査」(平成26(2014)年1月)

4 計画推進にあたって、重要な節目となる年次及びポイント

およそ30年後の未来を見据えた上で、重要な節目となる年次及びポイントを設定します。

(1) 【重要な節目となる年次及びポイント 1・平成 32(2020)年】

「国の成長戦略やオリンピック・パラリンピックなど「新たな飛躍のチャンス」を最大限に活かします。」

国の成長戦略や首都圏の活力を最大限に活用しながら、力強い産業都市として世界をリードする姿や、子どもや高齢者、障害者など、多様な人々が生き生きと暮らし、スポーツや文化・芸術があふれる「最幸のまち」を、世界に向けて発信していくため、重要なポイントとなる年次

⇒主に、3-3「新たな飛躍に向けたチャンス」(P18)に対応した年次及びポイント

(2) 【重要な節目となる年次及びポイント 2・平成 36(2024)年】

「およそ10年後の市制100周年に向けて、まちづくりを進めます。」

交通・物流の利便性や、先端産業・研究開発機関の集積、豊富な地域資源とそれらを活用した市民・企業等との協働の取組などを活かして、市のシンボルとなる施策や事業を計画的に進めるため、重要なポイントとなる年次

⇒主に、3-2「積極的に活用すべき川崎のポテンシャル」(P15)に対応した年次及びポイント

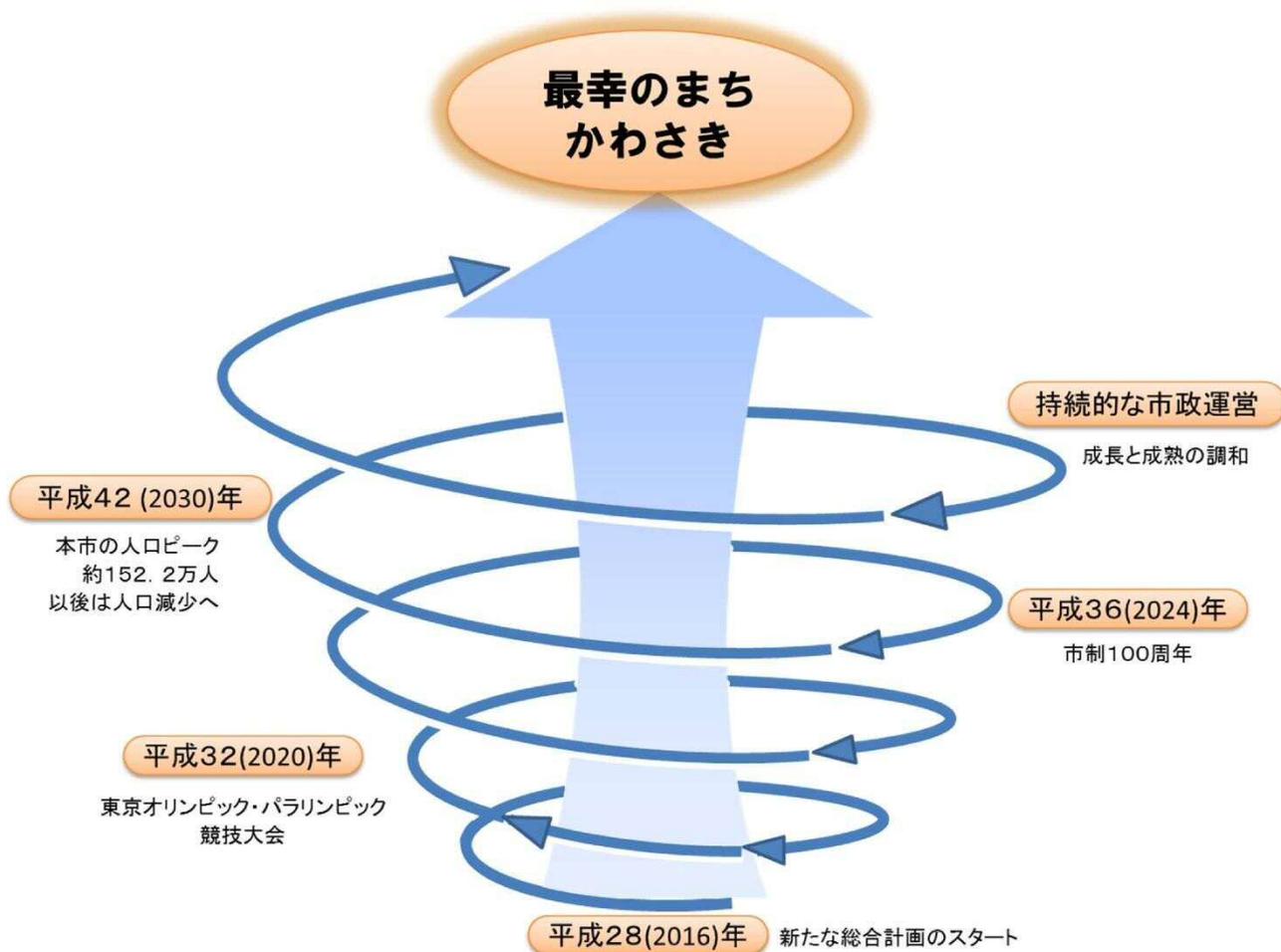
(3) 【重要な節目となる年次及びポイント 3・平成 42(2030)年】

「人口減少への転換を見据えて、持続可能な社会を構築します。」

人口の減少や、更なる少子高齢化の進展を見据えて、都市インフラの老朽化への対応や、経済のグローバル化への対応、自然災害・環境・エネルギー問題への対応、多様な主体の連携など、持続可能な社会を構築する上で、重要なポイントとなる年次

⇒主に、3-1「将来を見据えて乗り越えなければならない課題」(P4)に対応した年次及びポイント

「最幸のまち かわさき」の実現に向けて
重要なポイントとなる年次と視点

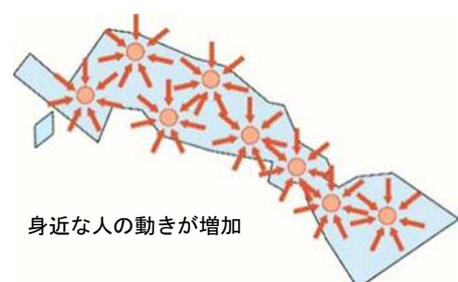
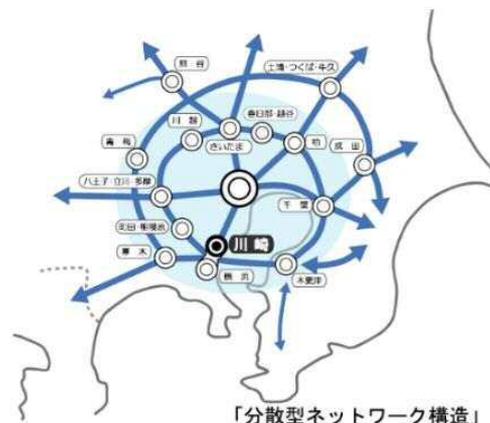


5 都市構造と交通体系の考え方

(1) 背景と現状

本市はこれまで、近隣都市と適切に役割を分担しながら、「広域調和・地域連携型」都市構造をめざしてまちづくりを推進してきました。特に、厳しい財政状況を踏まえ、選択と集中により、広域拠点を中心に都市拠点整備を推進してきており、駅前広場や都市計画道路などの都市基盤整備を進めるとともに、民間活力を活かした市街地再開発事業等の推進により、さまざまな都市機能の集積が図られています。

今後の超高齢社会の到来等を見据えた都市構造及び交通体系を考えると、住まいを起点とした、市民の日常生活を支える身近な生活エリアの重要性が、これまで以上に高まることが予想されることから、首都圏における本市の位置づけや役割を踏まえつつ、より身近なまちづくりを意識した取組をあわせて進めることが必要です。



(2) 今後の方向性

魅力と活力にあふれた広域調和型まちづくりの更なる推進と

身近な地域が連携した住みやすく暮らしやすいまちづくりに取り組みます

～広域調和・地域連携型の都市構造を引き続きめざします～

首都圏機能の強化、まちの魅力や活力の向上等のため、これまで積み重ねてきたストックや、地理的優位性を活かした「広域拠点」「臨空・臨海都市拠点」の整備等により、『魅力と活力にあふれた広域調和型まちづくり』を引き続き推進するなど、持続可能なまちづくりの更なる推進に取り組みます。

また、市民の身近な日常生活は、住まいを起点に、近隣地域から身近な駅やターミナル駅周辺など、鉄道路線に沿ったエリアで展開しています。

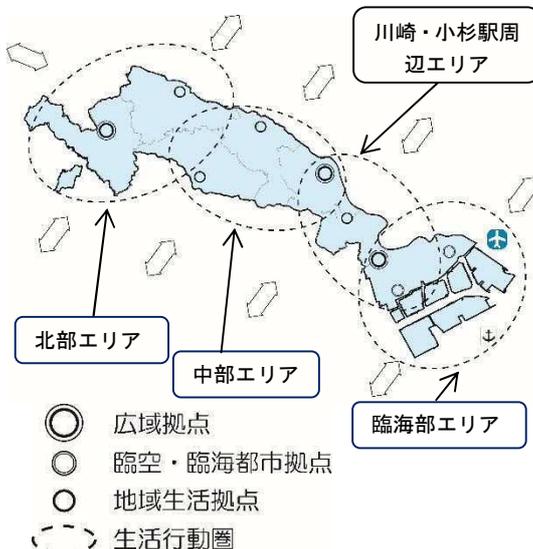
このような市民の行動圏域を意識するとともに、今後の少子・高齢化に伴う社会的要請を見据え、地域課題にきめ細やかに対応するため、「地域生活拠点」等のまちづくりをはじめとした、『身近な地域が連携した住みやすく暮らしやすいまちづくり』を推進します。あわせて、広域的な交通網・市域の交通網・身近な交通環境などの整備を進め、持続可能なまちづくりに向けた、効率的・効果的な交通体系の構築を推進します。

●魅力と活力にあふれた広域調和型まちづくりの更なる推進に取り組みます

市民の日常的な生活エリアである「生活行動圏」は、広域的に展開する市民の行動や産業経済活動、交通網の整備状況や地域の特性などから、鉄道沿線を中心に展開しており、臨海部エリア、川崎・小杉駅周辺エリア、中部エリア、北部エリアの概ね4つに大別することができます。

これらの市民の行動や産業経済活動の動向等を踏まえて、近隣都市拠点と役割や機能を適切に分担・補完しながら、都市拠点整備を推進するとともに、近隣都市との連携や首都圏の都市機能を支える交通ネットワークの強化などを図り、魅力と活力にあふれた広域調和型まちづくりの更なる推進に取り組みます。

■都市構造イメージ図



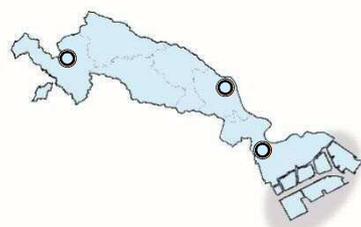
a 広域拠点の整備

グローバル化が急速に進展する中で、首都圏の好位置に立地し、鉄道や道路などの恵まれた都市基盤を有する本市の強みを最大限に活かした拠点整備や時代の変化に応じた都市機能の集積や更新を進めることで、都市の活力を高め持続可能なまちづくりを推進します。

b.臨空・臨海都市拠点の整備

臨海部は、首都圏における地理的優位性や羽田空港との近接性、川崎港を通じた海外とのつながりなどの優れたポテンシャルがあります。これらを活かし、既存産業の高度化・高付加価値化や、研究開発機能、環境・ライフサイエンス分野など先端産業の集積・創出、陸海空の交通結節機能を活かした物流拠点形成、これまで培った環境技術を活かした国際貢献などが進められています。今後も臨海部の持続的な発展を促すため、こうした取組を引き続き推進するとともに、土地利用の誘導やこれらを支える都市基盤整備を進め、我が国の経済を牽引する活力ある臨空・臨海都市拠点の形成を進めます。

■広域拠点位置図



■臨空・臨海都市拠点位置図



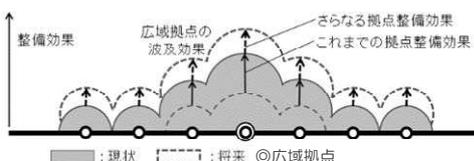
- 広域拠点**:川崎駅、小杉駅、新百合ヶ丘駅周辺地区
- 臨空・臨海都市拠点**:川崎殿町・大師河原、浜川崎駅周辺地域
- 地域生活拠点**:新川崎・鹿島田駅、溝口駅、登戸・向ヶ丘遊園駅、鷺沼・宮前平駅周辺地区

●身近な地域が連携した住みやすく暮らしやすいまちづくりを推進します

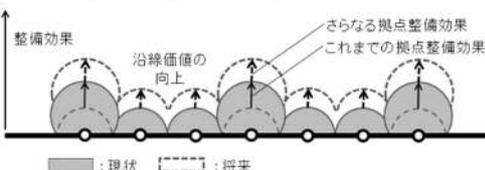
市民生活は、住まいを起点とした町内会や自治会などによる地域の基礎的な単位である「地区コミュニティゾーン」、ターミナル駅などを中心とした概ね行政区を単位とする「地域生活ゾーン」、及び鉄道沿線に展開する「生活行動圏」によって構成されています。

生活行動圏である4つのエリアでは、その核となる広域拠点等の重点的整備により、商品販売額の増加や地価の上昇など、まちづくりによる大きな効果が見られ、その効果が拠点駅周辺の身近な駅周辺にも波及しつつあります。この状況を捉え、さまざまな波及効果を効率的かつ効果的に広げるため、それぞれの特性を活かしたまちづくりが大切となります。

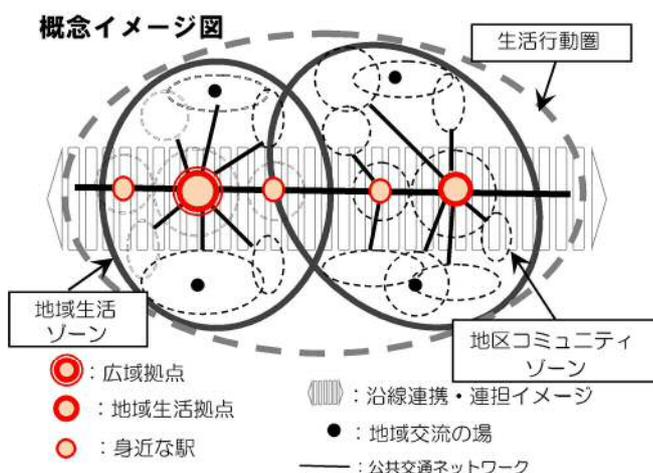
■広域拠点の波及イメージ



■沿線地域の連担による波及イメージ



このような波及効果や地域の成り立ちを踏まえつつ、超高齢社会の到来を見据え、地域のニーズにきめ細やかに対応するため、『誰もが安心して暮らせる住まいと住まい方の充実』や『地域生活拠点及び交通利便性の高い身近な駅周辺などのまちづくり』を推進します。あわせて、地域生活ゾーン内や隣接する地域生活ゾーンの相互の連携を促すため、公共交通を主体とした駅へのアクセス向上等の『将来にわたる市民の暮らしを支える交通ネットワークなどの強化』に取り組みます。これらにより、地域生活ゾーンの更なる自立と連携強化や沿線等の地域の相互連携を促進し、鉄道を主軸とした都市の一体性と都市機能の向上を図り、身近な地域が連携するまちづくりを進めます。



●持続可能なまちづくりに向け効率的、効果的な交通体系の構築を推進します

a 広域的な交通網の整備

首都圏の放射・環状方向の広域的な鉄道・道路網が、本市の骨格として都市の形成を支えていることから、これらの既存ストックを最大限に活かしながら、市内外の拠点間の連携を推進する交通機能の強化や首都圏にふさわしい交通網の形成を進めます。

さらに、本市の新たな飛躍に向けた拠点形成や首都圏機能の強化を図るため、国際化が進む羽田空港へのアクセスの強化などを進めます。



3環状9放射

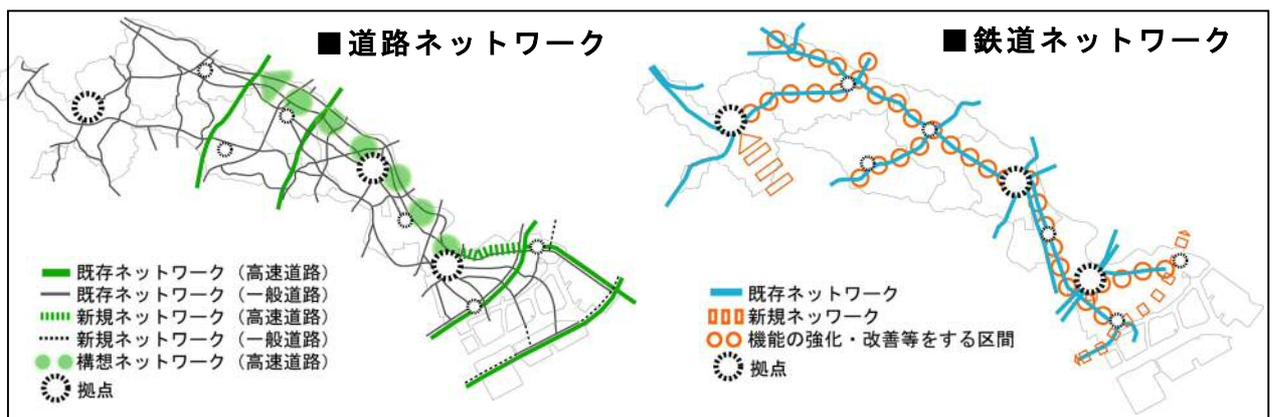
b 市域の交通網の整備

慢性的な渋滞は大きな経済損失を招き、環境や交通安全、路線バスの運行など、市民生活にさまざまな影響を与えています。このことから、広域的な鉄道・道路網と一体となったまちづくりや地域交通を支える機能的な市域の交通網を形成するため、幹線道路等の整備を推進するとともに、駅との交通結節機能の強化や交差点改良を展開するなど、早期に効果が発現する取組を推進します。

c 身近な交通環境の整備

超高齢社会の到来を見据えて、身近な交通の一層の充実を図るため、誰もが安全、安心、快適に移動できる交通環境の整備を推進します。

市民生活を支えるバス等の公共交通は、駅を中心に利便性の向上や機能強化を図ることで、効果的な利用促進を図ります。駅へのアクセス向上は、路線バスを基本とし、バス事業者と連携した取組を推進するとともに、地域住民が主体となったコミュニティ交通の取組を支援するなど、持続可能な交通環境の整備に向けて、地域の特性やニーズに応じた取組を推進します。



6 計画の推進に向けた考え方

新たな総合計画は、少子高齢化の進展などの社会経済状況の変化を踏まえ、次のような視点に基づいて推進します。

(1) 少子高齢化などの人口構成の変化への対応

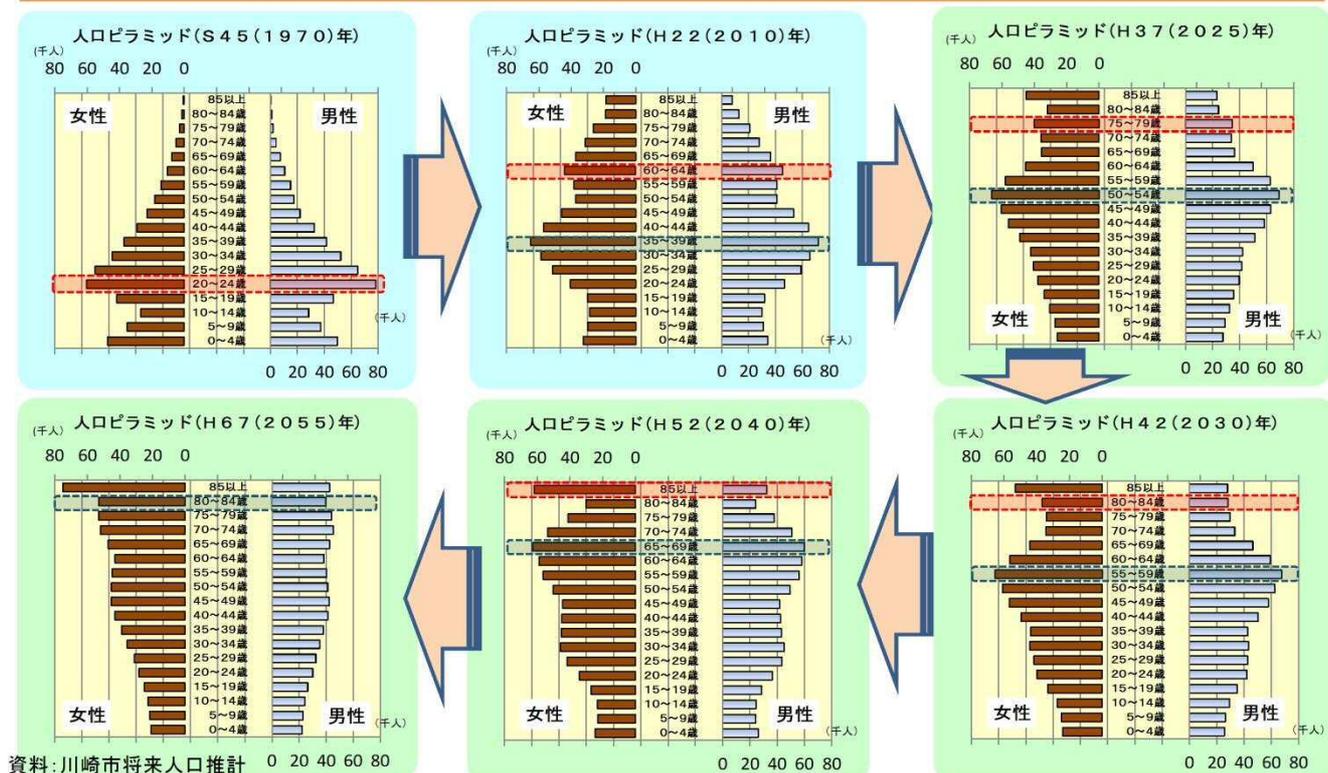
本市の人口構成は、平成37(2025)年には団塊の世代が75歳を超えるなど、高齢者が急速に増加する一方で、子育て世代の減少や、出生数の低下などにより、大きく変化することが見込まれており、このような変化に伴い、社会の活力が低下することが懸念されています。

こうした中で、都市の活力を維持していくために、子育て支援や、次代を担う子ども・若者の育成、元気な高齢者が社会で活躍できる場づくり等を進めるとともに、多世代が交流しながら、生涯を通じた生きがいづくりや、健康づくり、賑わいのある拠点の形成をはじめとした活力あるまちづくりを進めていきます。

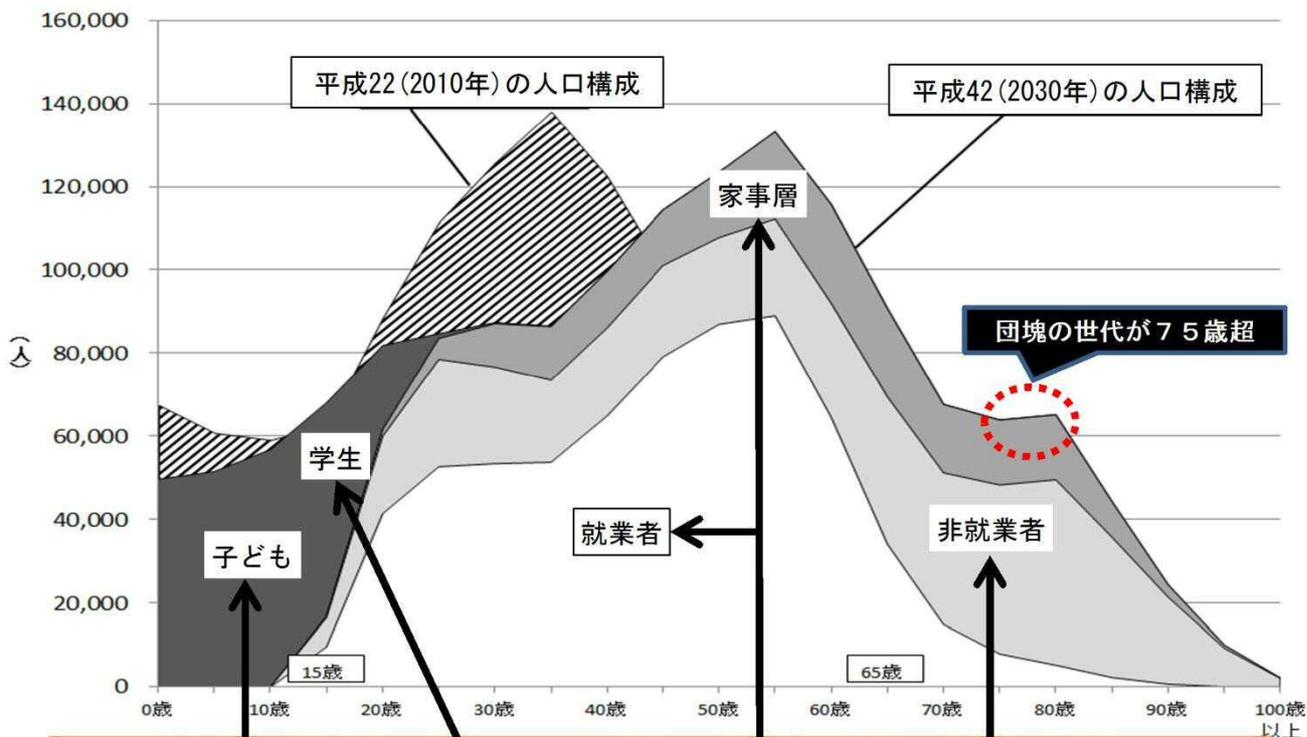
〔図表2-1〕

人口構成の変化

今後、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年と、団塊ジュニアが75歳以上となる平成52(2040)年の2度の大きな人口構成の変化が予測されている。



〔少子高齢化などの人口構成の変化への対応のイメージ〕



取組例	●待機児童の解消	※	●待機児童の解消(再掲)	●健康寿命の延伸
	●児童の発達支援	●校舎等の整備	●中学校完全給食の実施	●地域包括ケアシステムの構築
	●要支援児童への対応	●学力の向上	●小児医療費助成の拡充	
		●地域の寺子屋		
ねらい	切れ目のない子育て支援	次代を担う子ども・若者の育成	女性の活躍支援 定住人口の確保	シニアパワーの発揮 (高齢非就業者 22万人) (高齢家事層 8万人)
	多世代交流、生きがい・健康づくり、まちづくり			

※改築から再生整備へのシフト、施設規模の最適化の検討

2030年の状況	出生数 1.1万人	子育て世代 39万人 (主に30~40代)	就業者 66万人 (43.4%)	高齢者 37万人 (24.2%) ※うち75歳以上 21万人 (13.8%)
	出生数 4千人減少	子育て世代 10万人減少	就業者 2万人増加 (割合は低下)	高齢者 13万人増加 うち75歳以上 10万人増加

2010年	出生数 1.5万人 (出生率 1.32%)	子育て世代 49万人 (主に30~40代)	就業者 64万人 (44.8%)	高齢者 24万人 (16.8%) ※うち75歳以上 11万人 (7.4%)

(2) 多様な主体との協働・連携

少子高齢化の進展や経済のグローバル化、人間関係の希薄化などを背景として、地域の課題はますます複雑化・多様化しています。一方で、地域で活動する住民団体やNPO、CSRに取り組む企業や地域貢献活動を行う大学など、地域の多彩な資源をまちづくりに活かしていくことが、ますます重要となっています。さまざまな地域課題の解決に向けて、多様な主体を地域でコーディネートする取組や、地域人材の発掘・育成、市民の意識啓発など、協働・連携によるまちづくりを進めます。

(3) 市民主体のまちづくりに向けた自治機能の強化

① 大都市制度改革の推進

首都圏域の中心的な役割を担う本市は、犯罪捜査などに係る警察事務などの真に広域的なものを除き、市域のさまざまな課題について、一元的・総合的な事務・権限を担うことにより解決に導くことが、大都市としてあるべき姿と考えます。

一方で、医療・介護及び子育て施策など幅広い社会保障行政にかかる経費の著しい増加、老朽化等に伴うインフラの整備などの大都市特有の行財政需要に対し、税制上の措置は不十分となっています。

そのため、市民本位の自立的な行財政運営に向けて、国や県からの事務・権限の移譲や地方に対する規制緩和、税財源の更なる移譲など、新たな大都市制度の創設に向けた取組を推進します。

② 区役所機能の強化

区役所は、地域が抱える課題を市民の参加と協働により解決する拠点として機能を拡充してきました。身近な市民サービスを市民により近い区役所で提供することを基本としながら、市民が地域で安心して暮らすために必要な、多様な主体の連携をコーディネートする機能の充実など、区役所機能をさらに強化します。

③ 自治体間連携の推進

防災、環境問題などの本市だけでは解決できない広域的な課題や、少子高齢化の進展などに伴う市域を越えたさまざまな課題の解決をはじめ、それぞれの自治体が、お互いの強みと地域資源を活かして発展していくために、柔軟かつ効果的に取り組むことが今後さらに重要となっています。そのため、近隣都市や、相互に強みを活かせる都市と積極的な連携を図り、地域課題の解決や地域活力の醸成などを進めます。

(4) 「持続可能な最幸のまち」の実現に向けた経営資源の確保

社会経済状況の変化により多様化・増大化する市民ニーズに対応して、新たな総合計画を着実に推進するとともに、市民満足度の高い市役所を構築するため、必要な経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）の確保に向けて、次の基本的な理念と姿勢に基づく行財政改革を推進します。

① 基本理念

●市民サービスの「質的改革」の推進

市民サービスを持続的に提供していくためには、社会経済状況の変化や、市民意識の的確な把握も含め、地域の課題をしっかりと捉えることが大変重要です。これらを踏まえて、事業の優先度を見極め、当初目的の薄れたものの見直しや、世代間の受益と負担を考慮したサービスの再構築などを行います。

また、これからの市民サービスの提供にあたっては、地域の多様な主体と協働・連携することが不可欠です。そのため、市民に身近な区役所の果たすべき役割を踏まえて、最適なサービス提供主体を選択するとともに、ICT（情報通信技術）の利活用による利便性の向上を図りながら、真に必要なとする人に、より質の高い持続可能なサービスを提供します。

●市役所内部の「質的改革」の推進

市民満足度の向上のためには、職員の能力を最大限に引き出すことが重要です。そのため、日常的に改善・改革を実践する組織風土の醸成や、豊富な発想力と改革意識、さらには、地域の多様な主体の力が一層発揮できるコーディネート力を兼ね備えた職員の育成を行うとともに、働きやすく、働きがいのある環境づくりを進め、市役所組織や職員の質の向上を図ります。

●効率的・効果的な行財政運営による「持続可能な最幸のまち」の実現

効率的・効果的に行財政運営を進めていくためには、市民に市の財政状況や、さまざまな取組について理解していただくことが不可欠であることから、市民との積極的な情報共有を図っていきます。

また、簡素で効率的・効果的な組織の整備を図るとともに、財政状況を踏まえた中長期的な視点で、施設の長寿命化や、公共建築物総量の管理、保有財産の有効活用などに取り組むことにより、「持続可能な最幸のまちかわさき」を実現します。

② 改革の実現に向けた基本的な姿勢（「3D改革」の推進）

職員一人ひとりが、コスト意識や危機意識を持ち、日々の業務改善に努

めることにより、市民サービスの最前線である現場を起点に、「すべては市民のために」をスローガンとした、「だれもが」・「どこでも」・「できることから」の「3D改革」を推進します。

(5) 今後の財政運営の基本的な考え方

①本市を取り巻く財政状況

本市の市税収入は、人口の増加などによる納税者数の増加、景気回復による所得の増加などにより堅調に推移し、近年は増加傾向にあります。

一方、生活保護世帯数の増加や待機児童対策の推進等により扶助費（社会保障制度の一環として、市民生活の維持・安定のために現金などを給付する経費）は年々増加し、平成 27(2015)年度には歳出予算の4分の1を超える 25.5%に達しています。また、公債費は、これまでの公共施設の整備などに活用した市債の償還のため、毎年度 700 億円を超える規模で推移しています。

こうした状況から、人件費・扶助費・公債費を合わせた義務的経費は、その歳出予算に占める割合が平成 22(2010)年度に 50%を超えて、平成 27(2015)年度には 52.7%に達しており、財政の硬直化が一層進んでいる状況です。

〔図表 2-2〕

市税収入の推移

市税収入については、人口増等を背景として、増加傾向となっている。



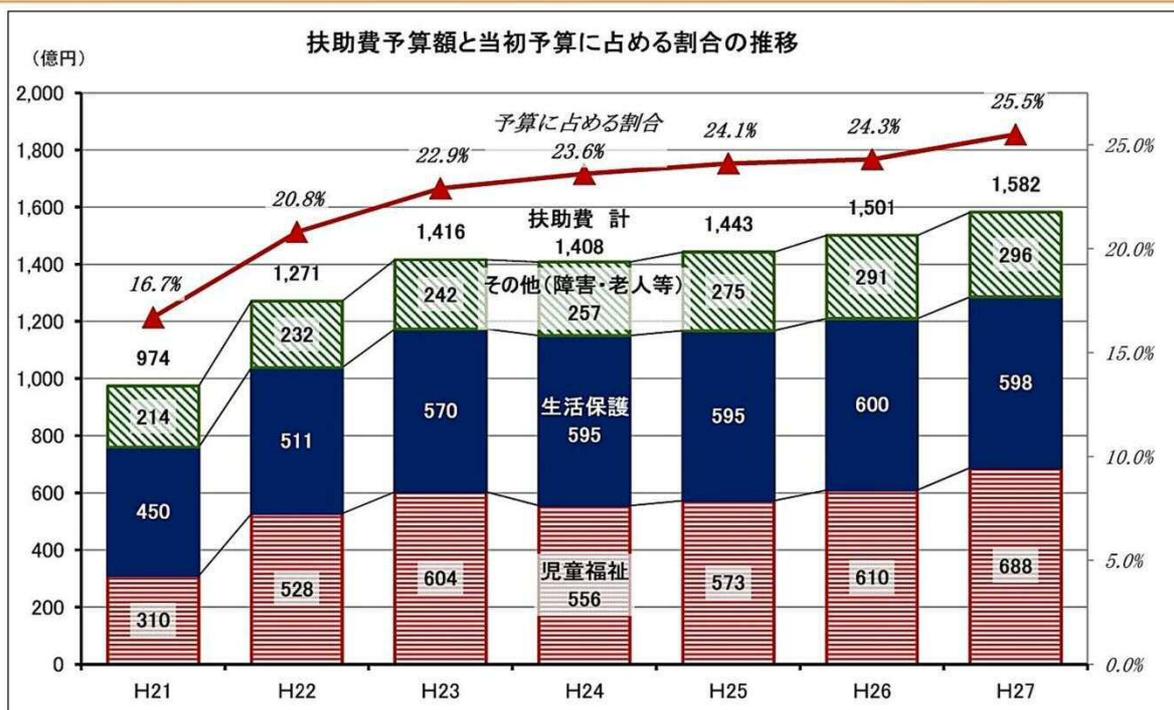
〔図表2-3〕

義務的経費の推移等

義務的経費は年々増加し、歳出予算の50%を超えて財政の硬直化が一層進んでいる。



扶助費は、平成27年度には歳出予算の4分の1を超え、25.5%に達している。



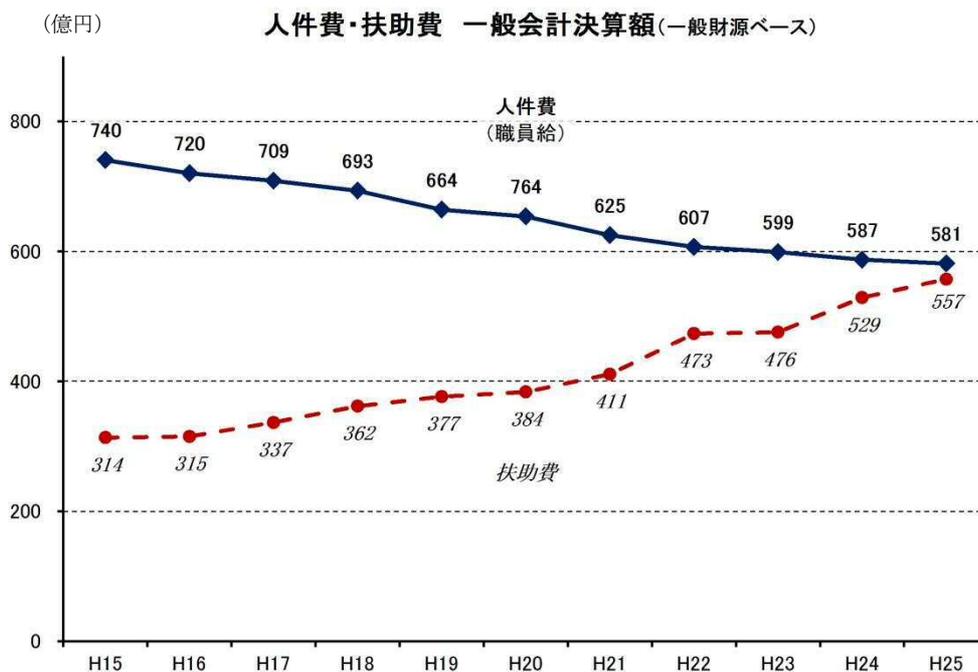
②これまでの行財政改革の取組

厳しい財政状況が続く中で、本市では平成 14(2002)年度から、4次にわたる行財政改革プランに基づいて、「民間でできることは民間で」を基本原則とした業務の委託化や、公の施設における指定管理者制度の導入等の改革を進め、職員数削減に取り組んできましたが、一方で、年々増加している扶助費により、職員削減による財政的効果は、相殺されている状況となっています。

〔図表2-4〕

人件費・扶助費の推移

職員の削減による財政的効果は、扶助費の増加で相殺されている。



③今後の収支見通し

行財政改革の取組を引き続き進めながらも、その財政的効果が限定的となる中で、平成 24(2012)・25(2013)年度決算では、待機児童の解消をはじめとした社会保障施策の充実などに切れ目なく取り組むため、臨時的な措置として、減債基金（将来の市債償還のための財源を確保し、財政の健全な運営に資するために積み立てている基金）から、合計で 94 億円の新規借入を行いました。

また、平成 26(2014)・27(2015)年度においても、市税や地方消費税交付金が増加するものの、地方交付税（税源の不均衡を調整することによって、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう、国が地方公共団体に対して交付するもの）及び臨時財政対策債（地方交付税の財源不足を補うために国と地方が折半して負担し、その地方負担分として発行する市債）の減少などにより歳入全体が増加しない中で、これまで計画的に進めてきた施策に時機を逸することなくしっかりと取り組むため、減債基金からの新規借入を行い対応することとしました。

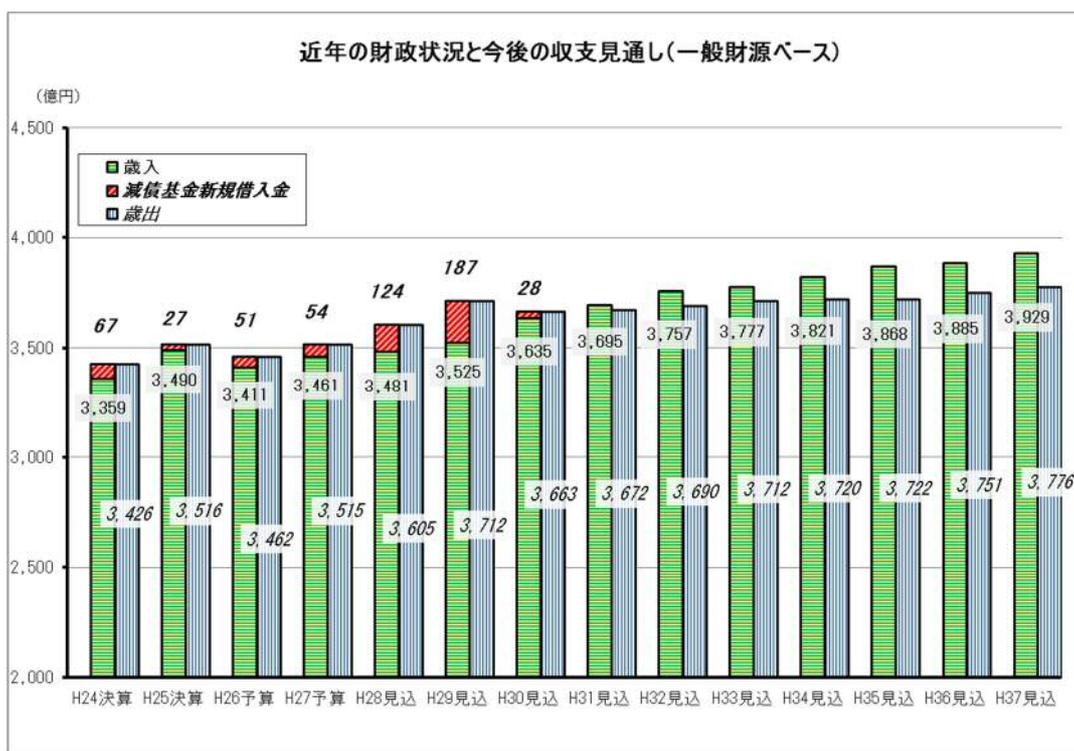
今後も、経済成長に伴う市税等の増収が見込まれる一方で、社会保障関連経費の増加や大規模施設の整備などにより財政需要が増加するため、当面は減債基金の活用が必要となる見込みですが、平成 31(2019)年度以降は、大規模施設整備等にかかる経費が平年度並みになることなどから、収支不足が解消する見込みです（図表 2-5「今後の財政収支推計（一般財源ベース）」参照）。

一方で、市税等の歳入は景気等の大きな影響を受ける上に、少子高齢化の更なる進展に伴い、引き続き社会保障関連経費の増加等が見込まれることから、これらの動向を注視しながら計画的に財政運営を行っていく必要があります。

〔図表 2-5〕

今後の財政収支推計(一般財源ベース)

平成28年度、29年度は歳入と歳出のギャップが膨らむが、平成31年度には収支不足が解消する見込みとなっている。



【平成 28(2016)～平成 37(2025)年度の試算条件】

平成 27(2015)年度当初予算をベースに、歳入・歳出は次の条件で算定しました。

1 歳入

- ・市税等(市税・地方譲与税・県交付金)は、過去の推移や経済動向を勘案
- ・地方消費税交付金は、平成 29(2017)年 4 月の消費税率 10%への引上げを前提

2 歳出

原則として、平成 27(2015)年度予算編成の時点で実施が位置づけられている施策・事業の所要額を計上

- ・管理的経費 平成 27(2015)年度予算と同額で算定
- ・政策的経費 社会保障関連経費等について、これまでの推移や対象人口の推計等を基に算定
- ・投資的経費 公共施設の維持補修、その他毎年度一定量を継続して確保する必要があるものは平成 27(2015)年度予算と同額で算定

※ 「新たな総合計画」や「行財政改革に関する計画」を踏まえた財政収支推計については、平成 28(2016)年度以降の取組を反映し、平成 28(2016)年 2 月に、財政的枠組(収支フレーム)として公表します。

④今後の持続可能な財政運営に向けて

「最幸のまち かわさき」を実現し、将来もそうあり続けるために、厳しい社会経済状況においても、多様化する課題への的確な対応など、必要な施策・事業の着実な推進と、財政の健全化による、持続可能な行財政基盤の構築の両立に向け、次の基本的な考え方に基づく財政運営を進めます。

ア 効率的・効果的な事業執行の推進

公共施設の整備・管理・運営業務における指定管理者制度、PPP、PFIなどによる民間活力の活用や事業の再構築などによって、施策・事業の効率化を進めます。また、資産マネジメントによる施設の長寿命化、資産保有の最適化を図るとともに、交通・流通の利便性や先端産業・研究開発機関の集積などの、川崎の優れたポテンシャルを活かした取組などを通して、市内経済の活性化を図るなど、税財源の充実につながる取組を進めます。

イ 財源確保に向けた取組の推進

受益者負担の適正化や負担の公平性の観点から、市税等の債権確保策を強化するとともに、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の設定を行います。また、庁舎等の余剰地・余剰床の貸付や広告事業など市有財産の有効活用に取り組み、財源の確保に努めます。

ウ 将来負担の抑制

若い世代や子どもたちにとって過度な将来負担とならないように、市債を適切に活用しながらも、市債残高を適正に管理するとともに、プライマリーバランス（基礎的財政収支：過去の債務に関わる元利払い以外の歳出と、市債発行などを除いた歳入との収支）の安定的な黒字の確保に努めます。また、減債基金借入金についても、計画的に返済を行います。

エ 財政的枠組に沿った財政運営

持続可能な行財政基盤の構築に向けて、あるべき中長期的な収支状況を示した財政的枠組（収支フレーム）に沿った財政運営を行います。

(6) 計画の進行管理

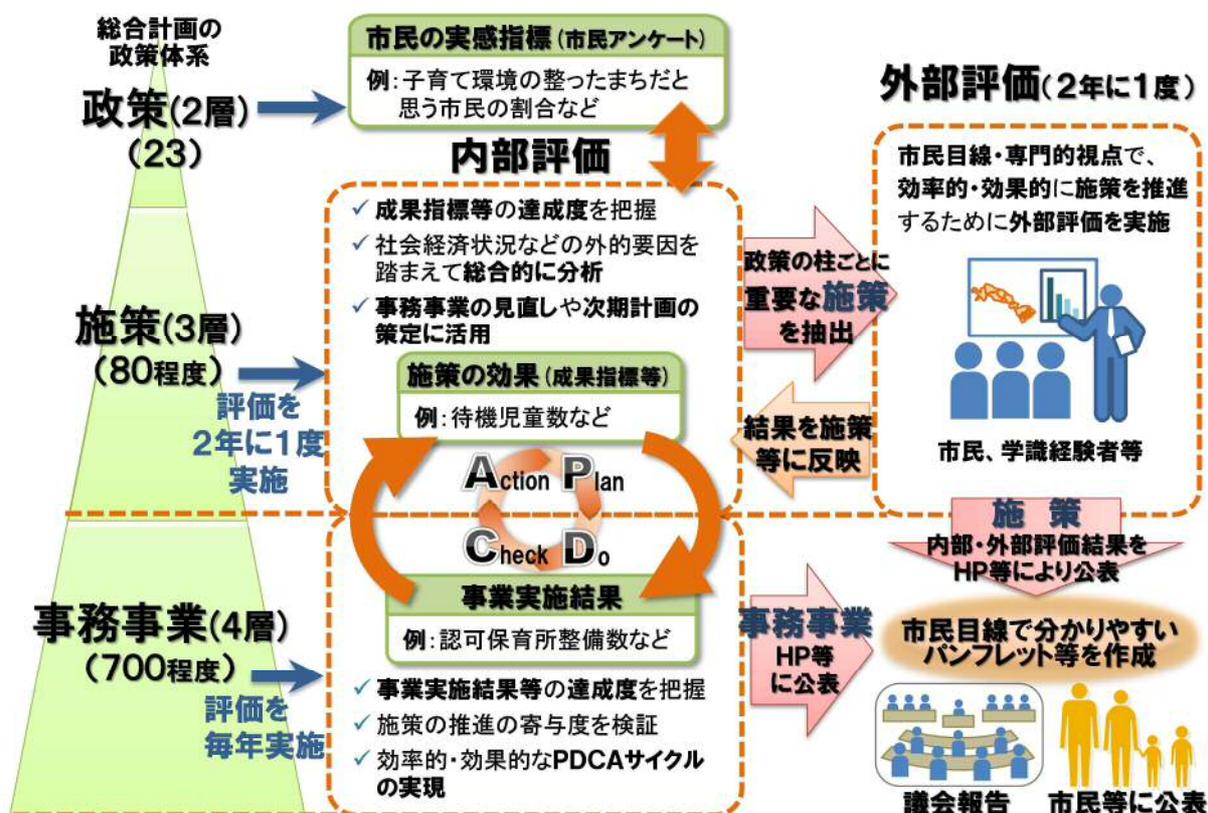
少子高齢化の急速な進展により、人口減少社会を迎える中、限られた財源や人員を有効に活用し、更なる市民サービスの質的向上を図るとともに、市民満足度を高めていくことが今まで以上に求められています。

そのためには、新たな総合計画における目標とその成果をしっかりと可視化することで、課題や改善点を明確化し、PDCA サイクルがより一層効果的に機能する進行管理のしくみを構築することが必要です。

① 新たな総合計画における進行管理

総合計画では、成果に基づく取組を充実させながら、どのように市の取組を推進すれば、よりよい成果が得られるかなどについて、市民満足度の向上も踏まえて、内部・外部の視点により検証していくことで、よりよい進行管理を実施していきます。

〔新たな総合計画における進行管理の全体イメージ〕



【進行管理のポイント】

- ◇ 市民の実感に基づく指標や市の取組の効果を表す指標（成果指標）を設定し、新たな総合計画の達成状況等を、市民目線で分かりやすく示します。
- ◇ 指標を活用した評価を実施し、新たな総合計画における効率的・効果的な施策の推進につなげます。

ア 内部評価等

● 政策に関する効果の測定

市民の実感に基づく指標を設定し、市民目線による施策等の推進につなげます

政策体系のうち、市がめざすべきまちづくりの方向性や目的を示す「政策」に、市民の満足度等の市民の実感に基づく指標（市民の実感指標）を設定し、市の取組等の結果が市民満足度の向上に、どの程度反映されたかといった効果を測ることで、市民目線での施策等の推進につなげます。

● 施策に関する評価

市の取組の効果を表す指標を設定し、適切な事務事業の見直しなどを行います

政策を実現するための方策である「施策」に、市民生活がどう変わるのかなどの視点による目標（直接目標）と、その目標に基づく市の取組の効果を表す指標を効果的に設定し、達成状況を適切に把握した上で、課題や改善点を明確化することにより、適切な事務事業等の見直しや次期計画への着実な反映を図ります。

● 事務事業に関する評価

事業の必要性や効率性などを客観的に評価することで、着実な進行管理を行います

施策を実現させるための具体的な手段である「事務事業」については、数値目標等を中心に、事業の実施結果の達成度を把握するとともに、施策全体の推進に寄与しているかを確認し、事業の必要性や有効性、効率性などを客観的に評価することで、着実な進行管理を行います。

イ 外部評価

市民目線・専門的視点で、効率的・効果的に施策を推進するための評価を実施します

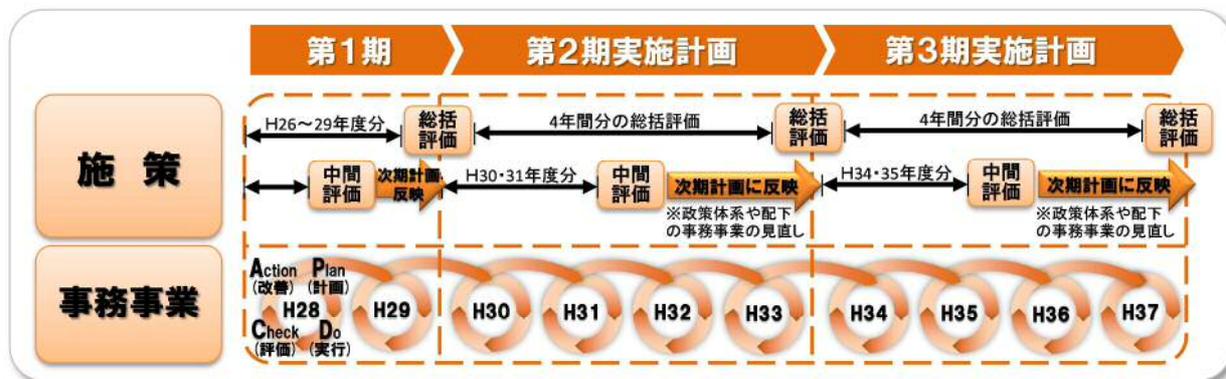
これまで実施してきた“内部評価結果の市民への分かりやすさ”を視点とする評価からさらに進め、有識者や市民の参画により市民目線・専門的視点で、内部評価結果の公正性、適正性、妥当性等の検証を行うとともに、より効率的・効果的に施策を推進していくための評価を実施します。

② 評価スケジュール

施策の評価については、市の取組とその効果との関係を中期的な視点で検証し、効果的に次期計画や事務事業の見直しにつなげるため、概ね2年に一度実施します。

また、事務事業の評価については、着実な進行管理を行うために、毎年実施します。

〔評価スケジュールのイメージ〕



市民の実感指標について

● 目標設定の考え方

「新たな総合計画策定に向けた市民アンケート」(平成27(2015)年2月実施)の結果をもとに、市民の意識・評価の水準(現状)を把握し、全政令指定都市の市民の意識・評価との比較を行うことで、基本計画の計画期間の終期となる概ね10年後を想定した市民の実感を目標として設定します。

＜新たな総合計画策定に向けた市民アンケート＞ ※ 詳細結果は参考資料 154・155 ページ参照
 川崎市民を対象とした郵送調査と全政令市の市民を対象とした WEB 調査を実施し、設問は郵送・WEB ともに同様の項目(他政令市は居住の市の状況)で設定。
 ●郵送調査…本市の現状を示す値として活用
 ●WEB調査…政令市と本市を比較し、めざすべき目標値を設定するための参考値として活用

● 市民アンケートの活用

- 市民アンケートを5段階の評価等(①そう思う②やや思う③どちらでもない④やや思わない⑤思わない等)で実施した結果を基に、郵送調査の積極的な回答の割合(①そう思う+②やや思う)を、本市の市民の意識・評価の現状の値として設定します。
- 郵送調査の本市の結果とWEB調査の全政令指定都市の結果について、平均値や最高値との比較を行い、その差を参考に、市民の満足度を高める客観的な目標値を設定します。

● 目標の設定方法

◇ 全政令市の水準(平均値)と比較した目標の設定方法

本市と他都市の比較		目標の設定方法
本市の現状の値が 全政令市の平均値よりも高い	全政令市中 最高値	最高水準を維持する目標を設定 (現状以上 = 『最高水準を維持』)
	上記以外	他都市の最高値をめざした目標値を設定 (現状 + 最高値との差(1~10%))
本市の現状の値が 全政令市の平均値よりも低い	全政令市の平均値以上をめざした目標値を設定 (現状 + 全政令市との差(1~10%))	

● 市民の実感指標の例

市民の実感指標	現状 (郵送調査結果による基準値)	目標 (WEB 調査結果を踏まえた目標値)
市が災害に強いまちづくりを進めていると思う市民の割合	15.6%	25%
市民アンケート(郵送・WEB調査)の設問	郵送調査の結果から、川崎市民の意識・評価の割合を現状の値として設定	WEB調査による全政令市の市民の意識・評価の割合と、郵送調査による本市の現状の割合との比較により、目標を設定(5%単位で設定)

